

## むつ市議会第267回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和8年2月26日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

第2 議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）3番 高橋 征志 議員

（2）15番 井田 茂樹 議員

（3）2番 工藤 祥子 議員

（4）5番 杉浦 弘樹 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	高橋	征志	4番	濱田	栄子
5番	杉浦	弘樹	6番	櫻田	秀夫
7番	住吉	年広	8番	白井	二郎
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	野中	貴健	12番	佐藤	広政
13番	東	健而	14番	中村	正志
15番	井田	茂樹	16番	浅利	竹二郎
17番	岡崎	健吾	18番	佐々木	隆徳
19番	佐賀	英生	20番	大瀧	次男
21番	佐々木	肇	22番	富岡	幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	吉田	真一
副市長	齋藤	友彦	教育長	阿部	謙一
公営企業 管 理 者	吉田	和久	代 監 査 委 員	氏家	剛一
選挙管 理 会 長 委 員	畑中	政勝	農 委 員	坂本	正一
総務部長	松谷	勇	政 策 推 進 長	小笠原	洋一
財務部長	吉田	由佳子	市 民 生 活 長	石橋	秀治
健康福祉部	斉藤	洋一	健 っ 推 進 社	高橋	嘉美
こみどら み だ っ ち s m i l e s k o f f i c e に り 所	菅原	典子	農 林 水 産 長	一戸	義則
商工観 光 部	山崎	学	ま ち づ っ 推 進 部 長	木下	尚一郎

會計  
管理  
監督

中村智郎

理事長  
選舉  
事務

野坂武史

委員長  
查務  
監事

澁田剛

業會長  
農水  
事務

立花一雄

部長  
教育

福山洋司

育會  
局長  
教務  
事務

畑中涉

道長  
民生  
局下  
生理

小田晃廣

庁舎  
川内

池田雅文

庁舎  
畑所  
大所

松本邦博

野所  
協所  
農水  
副理

山崎拓也

部長  
務室  
総務

立花幸一

部長  
務課  
務課  
務課

鈴木明人

課長  
務主  
総務

佐々木大

課長  
務主  
務主

菊池亘

課長  
務主  
総務

岩崎李恋

課長  
務主  
務主

事務局職員出席者

局長  
事務

上林妙子

次長

石田隆司

幹事  
總括

堂崎亜希子

主任

佐藤孝悦

主任  
査主

瀬角朋也

主任

浜藤端快

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、2月20日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、2月20日市長から、今定例会に提出されておりますむつ市過疎地域持続的発展計画の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配信しております。

なお、タブレット端末に登録されている資料は、既に訂正済みでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第2 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例並びに日程第2 議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算の2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げに伴い、令和8年度分の介護保険料の算定において、税制改正前の基準が用いられることによって生じ得る保険料段階の上昇の影響を踏まえ、令和8年度分の介護保険料に限り実施する特例減免に係る要件等を規定するためのものであります。

次に、議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は2億2,000万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、451億190万円となります。

まず、歳出についてであります。土木費において、道路等の除排雪経費に不足が生じる見込みのため、除排雪委託料を増額しております。

次に、歳入についてであります。補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました2議案については、3月4日に質疑並びに委員会付託、また討論及び採

決を行いますので、ご了承願います。

### ◎日程第3 一般質問

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんによりお手元に配信しております一覧の順となっております。

本日は、高橋征志議員、井田茂樹議員、工藤祥子議員、杉浦弘樹議員の一般質問を行います。

#### ◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） まず、高橋征志議員の登壇を求めます。3番高橋征志議員。

（3番 高橋征志議員登壇）

○3番（高橋征志） 3番高橋です。まず初めに、使用済み核燃料中間貯蔵施設の共用化について質問します。

平成17年10月に締結した立地協定は、中間貯蔵事業の根幹をなすものです。この協定の前提として、平成16年2月に東京電力が提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」という文書があります。この文書には、貯蔵量が5,000トンであること、貯蔵期間が50年であることのほか、当社及び日本原子力発電株式会社の原子力発電所から発生する使用済み燃料を貯蔵しますと、東京電力と日本原電の使用済み核燃料だけを搬入することが明記されています。立地協定は、この文書の下に成り立っており、むつ市、青森県、東京電力、日本原電の4者で締結していることから、他の電力事業者は、中間貯蔵施設を利用することはできません。これが立地協定の仕組みです。

しかしながら、このむつ市民との本質的な約束事である立地協定を無視し、中間貯蔵施設を他の電力事業者と共用化しようという倫理も論議もな

い提案が事業者からなされました。市がこれまで求めてきたのは、立地協定の枠組みの中での2社で5,000トンであり、共用化ではなかったはずで、過去に一度否定された共用化を事業者間連携という言葉の言い換えでごまかし、5,000トンという数字にだけフォーカスして議論を共用化にすり替え、しかもあろうことか、市側の求めに応じた形にしようとする態度は、地域の信頼などとは遠くかけ離れたものです。仮に共用化を受け入れるようなことがあれば、立地協定は骨抜きになります。その先に待ち受けているものは、残りの約束事である貯蔵期間50年の変更です。市の財政が将来的に苦しくなったときに、3年だけ、5年だけと貯蔵期間の延長が繰り返される永久貯蔵への道を開くものです。

共用化のために立地協定を書き換えることと、貯蔵期間延長のために立地協定を書き換えることは、協定書の文言を書き換えるだけという意味において、図式は同じです。したがって、立地協定を変更したという事実そのものがあしき前例となり、永久貯蔵への足がかりとなります。ゆえに、立地協定の変更を必要とする共用化は認めることができません。それを踏まえ、3点質問いたします。

まず1点目、立地協定に反する共用化という提案がなされたことを市としてどのように受け止めているのかお伺いします。

2点目、共用化の根拠について、エネルギー基本計画に「事業者間連携と書いてあるから」という説明が事業者からなされました。しかし、エネルギー基本計画が共用化を想定しているとは思えません。事業者間連携がエネルギー基本計画に基づいているという事業者の説明について、市としてどのように捉えているのかお伺いします。

最後に3点目、搬入量が減少することについての市の減収の補填についてです。この共用化の話

は、国策への協力などではなく、単純にお金の話です。つまり搬入量が5,000トンから4,500トンに減ることにより、市が当初見込んでいた歳入が減少してしまう、これをどうするかというだけの話です。ですので、減収分の穴埋めさえできれば共用化にこだわる必要はありません。

令和3年当時、市は立地協定が契約の意味を持つとするならば、計画どおりの搬入が行われないことは債務不履行ではないかという論点整理をしています。その考えに基づけば、前述の「リサイクル燃料備蓄センターの概要」にある搬入量5,000トンの契約事項を一方向的に破棄したのは事業者側であり、債務不履行による損失の補償を求めるのは妥当であると考えます。

市の想定では、貯蔵量が4,500トンに減ること、67年間で総額212億円の減収が見込まれています。これが保障されれば、立地協定を変更することなく、共用化もすることなく、市は減収を補うことができます。

中間貯蔵事業は、安全協定を締結して、まだ1年半しかたっていません。僅か1年半前までは、5,000トンの搬入が可能と判断していたわけですから、その見通しの甘さは事業者側の責任です。市がその責を負う、市民が新たな負担を負う、その必要性は一切ありません。立地協定に対する違反として、事業者に補償を求めるべきではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、学びの多様化学校について質問します。学びの多様化学校については、昨年、令和7年10月の広報むつにおいて、令和9年4月の開校が公表されました。これを読んだ方は、開校が決定したと、当然受け取ったと思います。しかしながら、この時点において、市議会としては開校に係る一切の議決をしていません。唯一議決したのは、設置検討委員会の関連経費の補正予算のみであり、内訳も委員の報酬と旅費だけです。

また、開校は、校舎の改修を前提としておりますが、その予算2億2,600万円は、今定例会に提案されて初めて知りました。当然のことながら、この改修予算は、今日この時点でまだ可決しておりません。予算の議決は、地方自治法第96条に定められた地方議会の本質的な役割です。その予算の裏づけすらなく開校が決まったと市民に公表するのであれば、市議会の審議など初めからなくてもいいこととなります。

子供たちの教育環境を充実させることは非常に重要です。むしろ教育費には、もっと予算をかけるべきだと思っています。しかし、そのことと、地方自治という観点において踏むべきプロセスを無視することとは全く別の問題です。そのことを踏まえ、3点質問いたします。

1点目、議会の議決がないにもかかわらず、開校が既成事実化していることの妥当性について、教育委員会としての見解をお伺いします。

2点目、本件については、議会として議論したことがなく、どのような課題が残されているのかすら共有されていません。

そこで、開校に向けた議論について、具体的には、残されている課題、年間のランニングコストの想定額、現奥内小学校は原子力災害時の避難所に指定されていますが、校舎改修に当たり、学びの多様化学校としての機能、避難所としての機能にそれぞれ影響はないのかという点についてお伺いします。

3点目、学びの多様化学校は、不登校になった後の支援です。教育支援センターも含め、それはとても重要なことですが、不登校になった後の支援が注目を集めることで、不登校になる前の支援、不登校にさせないための取組の必要性が見落とされかねないと感じています。

学びの多様化学校設置検討委員会においては、自分らしい学び、固定観念に縛られない学校、校

則や制服もなく、ソファを置いたり、クールダウンできる場所をつくるなど、通いやすい環境づくりの必要性について議論が行われてきました。しかし、それらは既存の学校が抱える課題の裏返しではないかと考えます。つまり学校の現状がそうはなっていないため、子供たちにとって息苦しい環境、居心地の悪い環境となっているのではないかとということです。

したがって、学びの多様化学校に求められていることは、既存の学校にも求められており、既存の学校においても、学びの多様化学校と同様の取組、アプローチが必要ではないかと考えます。

今ある学校を行きたくない学校にさせないための既存の学校の変革が必要ではないかと考えますが、その必要性について、どのように考えているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設の共用化についてのご質問の1点目、立地協定に反する共用化の提案がなされたことに対する市の受け止めについてお答えいたします。

昨年7月、事業者からリサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の搬入搬出計画の検討状況について説明を受け、昨年12月に再度説明を受けております。2回目の説明では、RFSで必要となる貯蔵容量を7月に4,000から4,500トン程度と幅を持たせて示していたものを、その後検討を重ねて4,500トンまでは搬入できるとの判断に至ったが、一方で、立地のお願いの際に示した5,000トンに達しない蓋然性が高いことから、市長や特別委員会で5,000トンの実現を求める意見を多数いただいたことを踏まえ、引き続き5,000ト

ンの実現に向けて検討を進めていくが、それに当たり事業者間連携を行うことも含めて検討を進めたいとのことであります。

事業者間の連携につきましては、これまでも繰り返し申し上げているとおり、現時点で市として特定の方向性を定めているわけではございませんが、この判断に当たりましては、市民の皆様の安心や地域への影響を最優先に、議員の皆様からのご意見、これまでの経緯、今後の状況などを丁寧に確認しながら、必要な情報をしっかりと見極めた上で、市としての判断を行ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目及び3点目につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員の学びの多様化学校についてのご質問の1点目、議会の議決がないままに開校が既成事実化していることについてお答えいたします。

市町村立学校の設置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、教育委員会の職務権限とされており、むつ市教育委員会会議事務委任規則第1条第2号の規定に基づいて、令和7年9月25日開催の第782回教育委員会会議において、閉校後の奥内小学校校舎を活用し、学びの多様化学校を設置することを承認いただいております。これにより教育委員会として具体的な準備に着手が可能となり、令和7年10月30日開催のむつ市議会第169回臨時議会において、校舎改修工事設計業務委託に係る補正予算案をご審議いただき、御議決をいただいております。

また、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置等については条例で定めなければならないこととなっております。

なお、公の施設の設置は、利用者が利用できる状態になっている必要があると解されておりますことから、準備が進み、学校としての利用が可能となってきた段階で学校設置条例の改正についてご提案し、ご審議いただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、開校に向けた課題はについてお答えいたします。まず、これから注力すべき点として、本校が不登校の子供たちにとって通いたくなる学校となるような教育課程の編成、教室、学校環境づくりが必要であると考えております。先行自治体の取組を参考にしながら、魅力ある学校づくりに努めてまいります。

次に、学びの多様化学校への転学を希望する児童・生徒や保護者に対し、適切な情報を確実に届けるための周知活動が必要であると考えております。転学は、本人やご家族にとり、大きな選択となることから、本校独自の柔軟なカリキュラムや支援体制、具体的な転学手続などについて、丁寧かつ分かりやすい情報提供に努めてまいります。

具体的には、令和8年5月を目途に入学説明会を実施し、その後、個別面談や体験入学を通じて、本人及び保護者の通学意欲を直接確認する機会を設けてまいります。

今後も設置検討委員会や関係機関の皆様方からご意見を伺いながら、子供たちの多様なニーズに応えられる学校づくりに向け、全力で取り組んでまいります。

次に、年間のランニングコストの想定額についてであります。光熱水費としては約900万円、その他警備や法定点検といった施設管理等に関する委託料として約600万円、合計1,500万円を想定しており、これは現在の奥内小学校と同程度と考えております。

次に、原子力災害時の避難施設としての影響についてであります。改修時には足場の設置や工

事車両駐車等により、一部敷地が狭くなることはありますが、基本的な機能については影響はないものと理解しております。

次に、ご質問の3点目、行きたくない学校にさせないための既存の学校の変革についてお答えいたします。各学校におきましては、それぞれ創意工夫により魅力ある学校づくりを進め、全ての児童・生徒が学校に通いたくなるように日々取り組んでいただいております。教育委員会としても、これらの取組を積極的に支援いたしております。

また、学校では、個別最適な学びにより、一人一人の個性や強みを伸ばすとともに、集団活動を通じて、互いに認め合い、協力し合う経験を重ねることで、個の一層の成長を図ることを大切にいたしております。

その上で、登校できるものの教室に入ることが困難な児童・生徒の居場所づくりとして、本市におきましては、市内の全ての小・中学校に校内教育支援センターを設置し、一般の教室とは異なる柔らかな雰囲気の中で、心の安定やクールダウンを図ることができるように環境整備を進めております。

一方、令和9年4月開校予定の学びの多様化学校は、在籍校への復帰を目指しているものの、少人数かつ自分のペースであれば学ぶことができる児童・生徒を対象としたもう一つの選択肢としての学校であると考えています。

教育委員会といたしましては、教育支援センターの移転、学びの多様化学校の開校、メタバースを活用した不登校支援等の取組を契機に、再度各学校の取組の充実を図り、各学校における集団活動と個別最適化の両面を支援することを通して、魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校支援を重層的に展開し、本市として多様な学びの場の保障を具体化してまいりたいと考えております。

不登校支援におきましては、既存の学校が魅力ある学校づくりを推進していくことが不可欠であることは、私どもも強く認識いたしております。また、その旨各学校も必死に取り組んでいただいております。学びの多様化学校の取組と一体的にその取組をさらに充実を図り、子供たちがあらゆる場所でそれぞれの可能性を最大限成長していけるような、そのような学校づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

（齋藤友彦副市長登壇）

○副市長（齋藤友彦） 高橋議員の使用済燃料中間貯蔵施設の共用化についてのご質問の2点目、エネルギー基本計画と共用化の関係に対する市の見解についてお答えいたします。

事業者間連携がエネルギー基本計画に基づいているという事業者の説明について、市としてどのように捉えているかにつきましては、先月開催されました使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会において、参考人として出席した東京電力ホールディングス株式会社から説明があり、昨年2月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、使用済燃料の貯蔵容量の拡大が核燃料サイクルの推進に不可欠な取組であり、事業者間で連携を図りながら進めるよう明記もされていることから、引き続き5,000トンの実現を目指す中で、他の電力会社にもお声がけをし、事業者間連携を行うことを含め検討をさせていただきたいとの提案がございました。

一方、エネルギー基本計画における事業者間連携につきましては、資源エネルギー庁から、現状においては国全体での使用済燃料の貯蔵能力の拡大が事業者共通で取り組むべき課題であり、むつ市を特定して想定したものではなく、事業者間の情報共有などを含め、連携の形や方法を幅広く示したものであり、特定の自治体を前提としたもの

ではないとの説明があったと認識しております。

その上で、市として最も重要だと考えておりますのは、事業者の説明が国の政策に沿っているかどうかという点に加え、最終的にその内容がむつ市、そして市民の皆様方から理解が得られるものであるかどうかという点であると考えております。

次に、ご質問の3点目、搬入量減少に伴う減収の補填についてであります。現時点におきましては、事業者側から我々の意思を無視し、一方的に何かしらを進めているというわけではなく、立地協定に違反している状況にないことから、市として検討はしておりません。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） では、学びの多様化学校から再質問をさせていただきます。

先ほど教育長からお話がありました地方教育行政法第21条ですけれども、こちらは教育委員会の職務権限として、学校の設置、管理、廃止に関する事務を管理、執行することを規定しています。しかし、それはあくまで事務の管理と執行です。

「逐条地方自治法」という本では、議決を要する事件については、議決によって地方公共団体としての意思が決定する。議決を要する事件について、議決を欠いた執行行為は原則として無効であると解説されています。

地方教育行政法に基づいて、教育委員会が学校を設置する方針を決めることは確かにいいとしても、条例や予算は、最終的には議会の議決がなければ成立しません。学校の設置はおろか、校舎の改修もできないということになります。

先ほど公の施設の話がありましたけれども、そこらはいいいとして、例えば今回改修予算一つ取ってみても、予算がつく前にもう改修が行われる前提で市民に対して公表が行われています。予算の議決はなされていません。

地方教育行政法が地方自治法に優先するとお考えになる根拠があればお示してください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘のような見解を持ち合わせておりませんので、ご安心をいただきたいと思っております。私どもの表現に関しまして、誤解を招くことがあることについては、私どもとしてもそれは本意ではありませんので、今後しっかりと留意をしていきたいと考えております。

しかしながら、この場を借りてご理解をいただきたいことがありまして、子供たちに多くの選択肢を保障したい、そしてそれを早くしっかりと検討していただきたい、そう考えております。そうした観点に基づきまして、広く市民の方々に開校を予定している、その旨をお伝えをしている、そういうことに関してはご理解いただきたいと思っておりますし、また必要な時期には、先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたように、しっかりと議会にご提案申し上げて、御議決を賜うことができますように丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） そうはいつでも、予算は議会の議決がなければつきませんので、それが無い状態で物事が進んでいるというのは、やはりその手続としておかしい部分があると思っておりますので、そこは先ほども申し上げましたけれども、教育長もおっしゃいました、子供たちのために早くということで、決して悪いことをしているわけではなく、市をよくするために、市の教育環境をよくするためにという話だと思っております。それは市の事業としても同じだと思うのですけれども、いいことだからといって、そのプロセスを無視していいことには決してならないと思っております。

今回は教育の分野、特に不登校ということですので、早くやるのがとても大事だということで、

さほど問題にならないのかもしれませんが、これが例えばほかの分野であれば、予算がないのに勝手に物事が走っているというのは、非常に大きな問題になりかねません。なので、そのことは、今回の多様化学校ですとか、あるいは教育委員会のことだけにとどまらず、市としての姿勢を問われるものだと思いますので、これを機会に意思決定のプロセスですとか、議会を通すタイミング、それから市民へ公表するタイミングとかというところをもう一度庁内でよく検討し直していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、学校の変革というところについてなのですけれども、不登校が現実問題として増えているということは、子供たちにとって少なからず今の学校が息苦しい環境となっていることの表れだと思います。

現に学びの多様化学校設置検討委員会の中では、学校で起きていることが苦しいとの子供の話も紹介されています。先日、中学校で不登校経験がある方のお話をオンラインで聞きました。当時感じていたこととして、周りに合わせるために自分を偽るのが苦しかった。学校の中で自分が異物である感覚があった。みんなの輪の中にも孤独だった。学校は自分が安心して行ける場所ではないと感じたというような話を聞きました。みんなと同じことを求められることに、子供たちが感じる違和感、この原因の一部をつくり出しているのが既存の教育システムであるという可能性は、決して否定できないものだと思います。

学びの多様化学校のような不登校支援も急ぐ必要があります。でも、今学校の中で悩んでいる子供たちの支援も当然急ぐ必要があると思っております。改善というよりも、改革に近いレベルの取組が求められると思っておりますけれども、子供たちの未来がかかっていることですので、ぜひ検討をよろしく

お願いしたいと思います。

学びの多様化学校については、意見を述べて、これで終わりにしたいと思います。

次に、中間貯蔵について再質問いたします。まず初めに、市のスタンスについてなのですがけれども、今市として事業者に求めているのは、あくまで東京電力と日本原電の2社で5,000トンというこのスタンスは変わりはないのか、まずお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私から答弁させていただきますけれども、市が求めているスタンスは、今説明を先ほど壇上で申し上げたとおり、7月と12月に東京電力さんから説明を受け、それに対する提案をいただいていますので、市議会をはじめ市民の皆さんにご意見を伺っている状況だと理解いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） リサイクル備蓄センターの概要というのがあって、それを基に立地協定があるということですがけれども、概要にそもそも理解が得られていなければ、立地協定はなかったということになると思います。いろんなことが、今なし崩し的に既成事実化されようとしていることには、やはりどこかで歯止めをかけなければいけないというふうに思っております。

令和3年ですが、共用化の議論のさなかに前市長がリサイクル燃料備蓄センターの概要があって、それを前提に立地協定を締結した。それがあったから立地を認めたということを当時事業者に繰り返し伝えていきます。つまり立地協定や概要を覆すようなことがあるなら、本来立地は認められなかったという主張であったと理解しています。

立地協定は、むつ市だけではなく青森県全体の問題ですので、到底理解が得られるとは思いませんけれども、市長は事業者から提案を受けて、今

検討を進めようというスタンスだと。先ほど2社で5,000トンを求めているかという質問に対して、はっきりそういうことではなかったもので、検討も含めてということだと思いますけれども、検討するということを示すこと自体が、市として共用化を容認したという誤ったメッセージになりかねないというふうに感じています。

現に報道では、「反発せず」とか、あるいは「猛反発だった過去と反応が異なる」など、態度が軟化したように受け取られています。私としては、先ほど壇上で申し上げましたとおり、永久貯蔵につながるものだと思いますので、立地協定は絶対に変更するべきではないと考えていますけれども、そのことについての市の見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

立地協定は、中間貯蔵施設の受入れに際し、地域の安全安心と信頼を確保するために取り交わした極めて重要な約束事であり、貯蔵期間終了後の使用済燃料の確実な搬出や品質保証体制の構築を担保するものと理解をしております。

現時点で、市として特定の方向性を定めているわけではありませんので、一般論としてではありますが、協定を結ぶ関係者の中で協議をいたしまして、それで合意に至った場合には、変更することは可能であると考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） そうすると、令和3年、共用化が一番取り沙汰されていた頃の議論、その前提となる市のスタンスと申しますか、そういうところが当時と違っている、温度差があるということなのかなと思います。あの当時は、立地協定に対して理解が、平成15年ですか、の当時に理解が得られなければ立地ができなかったという話だった。だから、立地協定は変えてはいけないという議論だったと思いますけれども、今回は協議があ

れば立地協定を変更できるということをお考えだということは、それは確かに報道で態度が軟化したと取られても仕方ないかなというふうに思うのですけれども、そうはいつでも当時、市長はよく市内を二分するという表現されますけれども、本当に二分して、賛成、反対というあれがあって今があるわけなのですけれども、私は「先人が」という言葉があまり好きではなくて、ふだん使わないのですけれども、これまで中間貯蔵の議論の中で先人が積み上げてきたという言葉が数々取り上げられるわけなのですけれども、先人が積み上げてきたこれまでの議論をなかったことにして、協定を変更することが妥当だとお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 壇上でも申し上げておりますけれども、市として今特定の方向性を定めているわけではございません。この判断に当たりましては、高橋議員同様、先人の皆様の築き上げてきたことを大切にしつつ、現在の市民の皆様の安心、これは壇上で申し上げましたけれども、地域への影響を最優先に、今を生きる将来の皆さんのことを最優先に、議員の皆様からのご意見、これまでの経緯、今後の状況などを丁寧に確認しながら、必要な情報をしっかりと見極めた上で、市として判断していきたい、そのことを申し上げている次第でございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 立地協定の議論があって、今立地しているということなので、繰り返しになりますけれども、それがなければ、そもそも立地できなかったということなのです。なので、そういう条件の下、立地していると、今があるということなのですから、後になってから変えるとなると、やはりそもそもあの当時の議論は何だったのだと、あの当時決めたことが何だったのだということをお考えになる方は当然いると思います。

私は当時、その議論に参画はしておりませんけれども、それをやると、何でもありになるのです。初めにいいことを言って、取りあえず立地協定をして、取りあえず建物を建てて操業してしまえば、後から幾らでも変えてもいいと。それはさすがに、使用済み核燃料を入れるという、その事業においては、ちょっとした工事と訳が違うので、少し考え方が浅薄なのではないかなというふうに思っています。

考え方を、ちょっと考えをまとめながら次の質問に移りますけれども、エネルギー基本計画の話に移ります。昨年、令和7年2月にエネルギー基本計画が公表されましたけれども、その時点で、当然市としてエネ基を読んでいるはずだと思えますけれども、当時読んで、共用化を想定していると解釈しましたか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画には、「使用済燃料について、再処理するまでの間、貯蔵する能力の拡大が重要である。こうした取組は、管理や輸送などの使用済燃料対策の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に資するものであり、原子力発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する。また、事業者間の一層の連携強化を進めることも、使用済燃料対策の柔軟性を確保する上で大きな意義がある。国も使用済燃料について、事業者とともに前面に立ち、立地自治体の意向も踏まえながら、原子力政策に関する理解の促進に主体的に取り組む。さらに、中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針のもと、そのために必要となる同工場の安全性を確保した安定的な長期利用を進める」と記されておりまして、地元の同意を前

提として、貯蔵能力の拡大に向けて、施設を共同利用するという意味合いも含まれているものと認識をしております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 今の答弁は、結構大事だと思うのですが、令和7年の2月に公表されたエネルギー基本計画を読んで、市としては共用化もやむなしということ、実はそのときから考えていたということになると思うのです。結構重い発言だと思うのです。

これについて、今年に、去年の4,500トンとか4,000トンという話になるまで共用化の話は一切存在していなかったという話だと思うので、存在していない共用化を市がエネ基を読んで何か想定していたみたいな話は、何か矛盾があると思います。

次の質問ですが、エネ基を読んで共用化の懸念について、市としてパブリックコメントを出しましたでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

これまでのエネルギー基本計画におきまして、使用済燃料の具体的な搬出先が明記されていなかったため、当市では第6次計画策定時のパブリックコメントや要望活動などを通じて、明確な記載を求めてきたところであります。

第7次エネルギー基本計画素案を確認したところ、初めて六ヶ所再処理工場が搬出先として明記され、市民の皆様が最も懸念されていた永久貯蔵への不安の解消につながったことから、それ以外の意見は出しておりません。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 私は4,500トンになって、事業者間連携という名の共用化が提案されたときに、エネルギー基本計画に基づいていると、エネ

ルギー基本計画に事業者間連携という言葉が使われているので、今回それを提案したという東京電力の発言を聞いて、こじつけだと思ったのです、率直に。それはさすがに無理だろうと思ったのです。エネ基を読んで、事業者間連携と書いてあるからといって、これが直ちにむつ市の共用化になるとは思わなかったのです。この前特別委員会で資源エネルギー庁さんが来たときも、むつ市のことを想定してはいないというふうにおっしゃってはいました。

改めて、副市長に確認しますが、もう一度確認です。令和7年2月のエネルギー基本計画を読んで、共用化を想定されていると。エネルギー基本計画は中間貯蔵施設の共用化を想定していると、そのとき理解したということよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

繰り返しのお答えにはなりますけれども、エネルギー基本計画の記載を先ほど読み上げましたが、再処理するまでの間の貯蔵能力の拡大、これが非常に重要であるということで、それに向けて中間貯蔵施設の建設等、ハードの面のみならず、事業者間の連携を一層高めることで、使用済燃料対策の柔軟性を確保する、これが政策の方向性として示されているというふうに理解をいたしましたので、それを読む限りでは、貯蔵能力の拡大に向けて、施設を共同利用していくというものも含まれてはいると。

当然むつ市のみを念頭に置いたものではないということも、資源エネルギー庁からの説明にもございましたとおり、そういうことで相違ないというふうに思っております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 共同利用を想定という話が出ましたので、市のスタンスは分かりましたので、

これ以上は今日はいいとしますけれども、むつ市を前提としていないという話がありましたけれども、中間貯蔵施設は全国でむつ市にしかないの、貯蔵能力を拡大するために施設を共同利用するのは、むつ市にしかないのです。なので、むつ市として、むつ市役所として、当事者ですから、その当事者が令和7年当時に共同利用をよしとしたということは、そういう答弁が返ってくるものだと思っていなかったの、ちょっと……

(「していない」の声あり)

○3番(高橋征志) していないですか。今の話でもしていましたよね。中間貯蔵施設が共同利用できると。いや、できないのではないですか、普通。だって、安全協定を結んでいるのですから、2社で利用するのではないですか。2社で利用するものをさらに共同利用するということは、それは共用化ですよ。当時、それを想定していた。もともと2社でしか利用できないはずの中間貯蔵施設を共同利用するということは、共用化以外にあり得るのですか。

○議長(富岡幸夫) 齋藤副市長。

○副市長(齋藤友彦) 繰り返しの答弁になりますけれども、エネルギー基本計画の解釈、想定はどういったものかというご質問でございましたので、繰り返しのなりますが、再処理するまでの貯蔵能力の拡大が重要であって、使用済燃料対策の柔軟性を高めるために、政策として貯蔵能力の拡大に向けた施設の共同利用も含まれているのではないかとこのように、政策の方向性としては理解したということでありまして、むつ市としてその共用化を、個別のむつ市における共用化を想定して我々は理解したかということ、そうではありません。

○議長(富岡幸夫) 3番。

○3番(高橋征志) 堂々巡りになりますけれども、むつ市にしか中間貯蔵施設はありませんので、そ

の施設を共同利用できるということは、国が共用化に向けて走っているというふうに考えるのが筋ではないかと思えます。

共用化を市として否定するのであれば、そこでパブリックコメントなりなんなりで共用化ができる余地があるのではないかという意見を出すべきだったのではないかと思えます。それを共同利用できるということ容認して、黙認して、そのままにしたということは、共同利用を認めるということに当然つながるはずなのです。もし共同化、共同利用する余地が残っているのであれば、そこで市としてやっぱり否定しておかないと、言葉尻を捉えて、次々、次々行ってしまうことになると思えます。

次の質問に移りますけれども、減収の補填についてです。私は、先ほども壇上で申し上げましたけれども、お金の話だと思っているので、減収分が補填されれば、確保できれば、共用化をする必要はないと思っています。使用済み核燃料はキャスクに厳重に保管されて、きちんとした建屋に保管されるので、安全だということはあるけれども、そうはいつでも、やはりその中に入っているものは核燃料なわけです。危ないものをあえて引き受ける理由というのは、やはりお金という話に当然行き着くと思えます。

令和3年12月27日の特別委員会において、リサイクル燃料備蓄センターの概要の内容が履行されないということへの懸念について、市として今後の論点として、概要に記載されている様々な計画内容の変更が契約上の義務の変更当たり、権利の侵害に当たるのではないかと論点整理をしています。それを踏まえて、議員から協定の中身が一般的に契約書と言ってもよく、債務不履行ということも考えられるのではないかと趣旨の発言がありました。それに対し、当時市長が、「私どもとして確認できたのは、そういうやり取りがあり

ましたので、協定はまさに契約そのものであって、協定の前提になる概要というのは協定締結の双方向の意思表示だと。そして、これが機能しない場合に債務不履行等の論点が生じるということは、彼らの慎重な答弁からも明らかになったと私は理解しています」と答弁しています。

立地協定、その根拠であるリサイクル備蓄センターの概要の記載内容が守られていないことが、その契約上の義務の変更であり、債務不履行となる可能性があることについて、その後市としてどのように論点を整理したでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） 答えいたします。

今回の事業者間連携の検討に関するご提案に關しましては、あくまでも事業者からの打診の段階であり、現時点において直ちに債務不履行に該当するものではないと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） こういう話をすると、仮定の質問には答えられないという話がよく使われるのですけれども、危機管理の面においては、仮定をすることが当然なのです。

なので、仮定の質問には答えられないという回答が来ないことを願って次の質問に移りますけれども、令和6年9月のむつ市議会第261回定例会で、安全協定が締結された後の議会なのですが、私が一般質問で安全協定の法的拘束力について質問したところ、吉田副市長より、安全協定は地方公共団体と事業者の合意の下に締結される、いわゆる行政契約という説明がなされています。そして、双方合意の下に締結された契約として、当事者双方を拘束するもので、事業者はこれらの協定に掲げる契約上の債務を履行する義務を有する。その法的拘束力、つまり実効性の確保については、民事的な方法によって担保されるとの

答弁がありました。

安全協定が当事者双方を拘束し、事業者が契約上の債務を履行する義務がある契約であるならば、立地協定も当然同様のことが言えると思います。同じ協定なわけですから、安全協定は契約行為で、立地協定は契約行為ではないということは筋が通りませんので、したがって立地協定も行政契約であり、契約上の債務を履行する義務を果たせない場合は、今後民事的な方法で損失を補償してもらおうということは当然あり得ると思いますけれども、今後の可能性で結構ですので、そういったこともあり得るかどうかお答えください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） すみません。質問の趣旨がよく分からなかったのですが、何がされないことに対する債務不履行を市が求めているということ、その趣旨をお伝えいただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 安全協定が双方合意の下に締結された契約として、当事者双方を拘束するというので、事業者は協定に掲げる契約上の債務を履行する義務を有するということです。なので、法的拘束力は、つまりその実効性の確保については、民事の方法によって担保されるということであの当時、令和6年のときに話がありました。つまり安全協定が契約だということなので、その契約事項の内容が履行されなければ、そのときは民事的な方法によって解決されるということだと思いましたが、安全協定はですよ。ということは、立地協定も同じような協定になりますので、立地協定の内容をほごにするような場合には、当然民事的な方法によって解決する手段が取られるということで私は考えていますけれども、そういうことでよろしいのかということを知っています。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 一般論として答えさせていた

だきますけれども、仮定の話というのに答えないということではありませんので、民事的な方法でやることもあれば、先ほど齋藤副市長からも、立地協定を絶対に変更してはならないのかという見解に対しましては、一般論として協定を結ぶ関係者の合意に至った場合は変更することも可能であると、その2パターン想定されるものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 今は事業者からの打診の状態ですので、まだ実際に契約事項が不履行になっていないということなので、今は検討していないということだと思います。そのスタンスは、そのとおりだと思うのですが、やはりこれから先起こり得ることというのを事前に想定して対応していくというのは当然のことだと思います。

求められていることは共用化ですので、4,500トンになって共用化して、東京電力と原電の2社からの搬入という約束が今破られようとしているということですから、向こうから約束を破りますという話が来たときに、ああ、そうですかという話ではなくて、まずそれ相応の対応をしてから次を検討するのが当然だと思っております。

私は、その中間貯蔵事業において、これまでの長い経緯を踏まえれば、最も重要なのは市民の信頼だと思っております。その相互の信頼のあかしがある意味立地協定として、今形としてあると。当時、賛成の人も反対の人もいたわけですから、最後に納得してもらおうと、5,000トン以上入れないし、50年を過ぎないしということでの立地協定だと思っております。なので、それをどこかでも変えるということは、やはりその事業の存在意義そのものを否定するものだというふうに思っています。これが将来的になし崩的に崩されると、守られないと分かっていたのであれば、当然立地を認めなかったということになるかと思っております。

自分は、今回本当は立地協定を守ること、お金よりも立地協定を守ることが大事だと思っているのです。財政の建て直しのためには、いろんな方法が今後考えられます、むつ市の財政を守るために。ただ、一度使用済燃料が入ってきてしまえば、それを簡単に出すことはできないというふうに思いますので、立地協定を変えてまで財政を、お金のために立地協定を変えることというのは、自分は立地協定を守るのか、お金のために立地協定を崩すのかという話があれば、私は立地協定を守ることのほうが重要だと思っておりますけれども、市としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 高橋議員からの言葉尻を捉えるつもりはありませんけれども、高橋議員、自分という話をされましたけれども、立地協定に書かれている市民の皆さんとたくさん議論しておりますけれども、大事なことは、安全で保管されているか、また50年、先ほど来おっしゃられていますけれども、協定、覚書、法令、どれを取っても永久貯蔵に向かうような文言というのはございません。これはキャスクの耐用年数を取っても、永久にそのまま使えるということはありませんので、まずはそのことは否定をさせていただいて、50年それを守る、それを変えるなんて一言もありませんし、一方で、今ご提案いただいている、それを判断する上で、事業者の具体的提案を聞くか否かを市議会ははじめ市民の皆さん、地域の影響を最優先に考えて議論していく、そのことでありますので、現在共用化について市として認めているわけではございませんし、そのことは明確に明言しておきますけれども、現時点で特定の方向性を定めておりませんし、それぞれ市民の中でも考え方があられると。でも、共通して大事な部分というのは私たちも忘れておりませんし、50年永久貯

蔵にならない、このことは、ほとんどの市民の皆さんが言っていることだと思いますので、そのことを変えるなんていうことは一切申し上げておりません。なので、大事な部分、根幹部分というのはかなり大切にしておりますし、そのことは高橋議員にご理解いただけるのではないかなと存じます。

### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（富岡幸夫） 少しお待ちください。

ここで、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

10番村中浩明議員を指名いたします。

○議長（富岡幸夫） 続けてください。3番。

○3番（高橋征志） 先ほど永久貯蔵はどこにも書いていないと、想定していないという話がありましたけれども、それは当然だと思います。

ただ、立地協定を結んだときに2社以外の事業者と共用化するという話も、当然誰も想定していなかったということなので、当時10年以上前に、20年前ですか、想定されていなかったものが今起こり得るということは、これから先、また20年、30年した後に、想定していなかった永久貯蔵ということに話が及ぶ可能性もあると思っていますので、なので今の段階から歯止めをかける必要があるというふうに思っています。

今電力会社の、特に原子力事業に関して不正が横行しています。ですから、事業者からの話だけで、言い値だけで話を進めるのは難しいと。もうこうなると、虚偽があるかもしれないという前提で話を進めなければいけないかもしれないと思っています。

今データの不正という話がいろんなところで起こっていますけれども、4,500トンという提示さ

れた数字自体が本当にそうなのかということも疑わなければいけないというふうに思うのです。本当は5,000トンに近い数字が入るのに、共用化するために4,500トンという数字を示していることだって、もうこの不正が横行するような世の中ですから、そういうことも当然我々としてはリスクヘッジとして考えておかなければいけないかなというふうに思っています。

去年の9月までは、共用化は一切検討していないという話だったのです。それが3か月で言葉を変えて提案してくるわけですから、今回の共用化の提案というのは、私にとっては地域の信頼を大きく損なうものだと思います。事業者にとって、立地協定という大事な約束事を破っても、むつ市は大丈夫な相手だというふうに思われているのではないかとこのように私は思うので、信頼関係という部分は破綻していると言っても過言ではないのではないかなというふうに思います。

今回私は補償という言葉を使いましたけれども、さらなる原発マネーを求めているわけではなくて、本来双方でやると言ったことが守られないのであれば、ある意味ビジネスとして、得られたであろう歳入、利益を求めるのは当然のことかなというふうに思っています。まだ打診の状況なので、仮定の話にすぎませんけれども、今事業者に信頼を寄せて、向こうから何か提案を待つというのは無理ではないかなと思っていまして、事業者を信頼して提案を待つのではなくて、やはりこちらから何か具体的にですね、私は補償だと思いますけれども、具体的に何かを求めていくべきではないかと思えますけれども、そのことについて見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私自身は、高橋議員と一致しているところがあると思っております。立地協定で一番大事な部分は安全と永久貯蔵、50年。一

方で、立地協定、今も例えば書いてあるのは、最終的な貯蔵量5,000トンを守ってほしい。どこを大事にするかを高橋議員と議論していると思っ  
ていまして、大切な部分は安全に保管することと50年、永久貯蔵にならないこと、これは市民の皆さんが共通認識で持っていて、そこが今最終貯蔵量5,000トンにならないので、4,500トンなので、約束と違いますよね。あとは、搬入も1年間で年間200トンから300トン程度だったのが落ちていますよね、そこ違いますよね。既にそごはやっぱりできてきていますし、元はと言えば20年前、立地協定を議論する際に、当時描いたときとはスタートもずれていますし、そういった中で今を迎えていると。

一番大事なところは、安全、50年、そこだと思いますので、補償がどうだとかこうだとかということも、もちろん私たちの中で議論しておりますし、立地協定に対する、先ほど一般論と債務不履行の話をしていただきましたが、様々なシミュレーションを重ねた上で、市としても判断していきたいと思っておりますけれども、まずは大事なことは、安全、50年、永久貯蔵にならない。これは市民の皆さんからいただいている声でありますので、市民の皆さん、議会のご意見を踏まえた上で、特定の方向を定めているわけではないと先ほど来申し上げておりますけれども、しっかりとそのご意見を踏まえた上で判断してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで、高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎井田茂樹議員

○議長（富岡幸夫） 次は、井田茂樹議員の登壇を求めます。15番井田茂樹議員。

（15番 井田茂樹議員登壇）

○15番（井田茂樹） こんにちは。自民クラブの井田茂樹です。むつ市議会第267回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

初めに、昨年12月定例会におきましては、地震発生に伴う対応で、理事者の皆様が昼夜を問わずご尽力されている状況に配慮し、壇上質問のみとさせていただきます。市民の安全確保を最優先に迅速に対応された市長をはじめ関係職員の皆様に、改めて敬意と感謝を申し上げます。本日は、その流れも踏まえつつ、2項目を一般質問させていただきます。

まずは、陸奥湾ホタテ漁業者への被害対策についてです。陸奥湾ホタテ漁業者の現状は、ホタテに携わる仕事ではなく、トゲクリガニ籠漁や刺し網漁、ナマコ漁などを行っているとのこと。そのほかにも、例年であればモスソツブ漁。モスソツブとは、おでんや煮物に入っているツブのことです。これもまた、高水温の影響で不漁であります。しかし、その漁業者も一部に限られます。

なぜか。それは、資材高騰で漁具などが買えない現状にあります。一部の漁業者は、休業やアルバイトをしたり、後継者たちは一時的に会社などに就職し、先頃2月4日にはむつ湾漁業振興会、市内3漁協、むつ、川内、脇野沢組合長がホタテ親貝確保対策に関する要望書をむつ市長に提出いたしました。市内3漁協の組合長は、親貝を大事にしながら、ラーバ採苗をやり、何としても今年でホタテ養殖を復活させたいと言っております。このままでは、漁業離職者や廃業する漁業者が出るかもしれません。

そこで、陸奥湾ホタテ漁業者への支援についてお伺いいたします。むつ市、陸奥湾のホタテ業者の皆さんは、近年の異常とも言える高水温の影響により、来年度は水揚げが見込めない極めて厳しい状況に置かれています。むつ市の根幹産業であるホタテ漁業を守ることは、地域経済を守ることに直結すると考えます。漁業収入がほぼゼロとなる中でも、生活費や事業継続に伴う固定的な負担は発生し続けており、漁業者の皆さんの不安と苦悩は計り知れません。

こうした事情を踏まえ、緊急的かつ特例的な対応として、来年度に限り市民税などの減免、あるいは免除を検討していただく考えはあるのか。あわせて、仮に全面的な免除が難しい場合には、徴収猶予や分割納付の柔軟な運用、あるいは市独自の支援策など、どのような具体的な対応が可能とお考えかお伺いいたします。

2項目めは、医療的ケア児をはじめ、特別な配慮を必要とする方々への合理的配慮と公共施設及び避難所環境の整備、災害時の避難体制などについてお伺いします。

12月の質問で、デジタル防災センターを特別な配慮が必要な方々の優先避難所として明確に位置づけることを要望しましたが、様々な要因を考慮しながら、今後慎重に検討するとの答弁をいただきました。優先的ではないにしろ、安心できる避難所として位置づけていただいたことに感謝申し上げます。

先日「デジタル防災センター」を4月1日から「危機管理センター」へと名称を改めるとなりましたので、以降「危機管理センター」として質問させていただきます。

医療的ケア児の多くは、人工呼吸器、吸引器、経腸栄養ポンプ、呼吸状態の監視をするパルスオキシメーターを利用しています。危機管理センターを避難所とする場合は、こういった機器を停電

時にも安全に使える電源の確保が必要です。

ほかにもプライバシーに配慮したスペースの設置、介助者が滞在できる環境、必要であれば看護師や福祉専門職と連携できるのかなど、命を守る拠点として必要な整備、運用体制をどのように検討しているのか、具体的にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 井田議員のご質問にお答えいたします。

まず、陸奥湾ホタテ漁業者への被害対策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、障がい者福祉についてのご質問、特別な配慮を要する方への合理的配慮と公共施設・避難所環境等の整備についてお答えいたします。むつ市危機管理センターは、災害対策本部室を常設するほか、災害時には避難者を受け入れるなど、市民の皆様の生命と安全安心を守る防災の拠点となります。

電源の確保につきましては、72時間稼働可能な非常用自家発電設備を新設するほか、ポータブル発電機も12台整備しており、停電時においても電源を必要とする機器が使用できる体制を整えています。

また、環境面につきましては、プライバシーを守り、介助者が安心して共に避難生活を送れるよう、個室スペースを設けております。いずれも数に限りはございますが、実際の運用に当たりましては、柔軟に対応してまいります。

なお、医療や介護などの専門的なスタッフは常駐しておりませんが、災害時には必要に応じて可能な限り関係機関や専門職と連携し、支援体制を整えてまいります。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 陸奥湾ホタテ漁業者への被害対策についてのご質問、高水温被害を受けた陸奥湾ホタテ漁業者への支援及び新たな取組についてお答えいたします。

高水温等の被害を受けたホタテ漁業者に特例で市税等の減免、免除を検討する考えがあるかについてであります。むつ市税条例に基づき、所得が皆無となったため生活が著しく困難となった方、またはこれに準ずると認められた方の市民税、国民健康保険税を減免する制度のほか、令和7年の陸奥湾高水温被害が青森県により特別災害指定された場合、特別災害による被害者に対する市税減免の特例措置に関する条例に基づきまして、被害を受けた方が納付すべき市民税、国民健康保険税を減免する制度もございます。

また、減免が認められない場合でも、個別にご相談いただければ、徴収猶予や分割納付等の柔軟な運用も可能となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。漁業者に関しては、ぜひ柔軟な対応をしていただきたいと思っております。

それでは、順次再質問させていただきます。まず、陸奥湾ホタテ漁業者への被害対策について質問いたします。過去に、平成22年夏から秋にかけて発生した陸奥湾の養殖ホタテ大量へい死に対し、青森県と関係市町村は、青森県平成22年陸奥湾ホタテガイ高水温被害対策本部を設置し、緊急的な支援をしています。支援策として、海底清掃や漁港などの海浜清掃などですが、今後むつ市として臨時収入となるような同様の支援策の検討、実施の考えはあるのか、見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 詳細については、担当部長から答弁をさせていただきますけれども、先週末井

田議員とともに、漁業者の皆さんと意見交換する場に伺いましたけれども、被害は甚大だという認識はもちろんさせていただいておりますし、先ほど壇上で井田議員からもありましたけれども、ホタテのラーバの種苗、何とかそれを確保する、そのことをやるとともに、新しい新たな魚種、貝類の生産に向かっても取り組んでいくということでありましたので、そちらについては国のパッケージ、県の事業とともに検討していきたいと思っております。

臨時的な収入についても、平成22年の高水温のときやられたものと、今現状として業者の皆さんが求められているもの、そういったものを意見交換しながら前向きに検討してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 平成22年の高水温によるホタテ被害の大量へい死があった際には、被害を受けた漁業者等に対する就労支援及び漁場環境の改善を図るため、県の緊急雇用創出対策事業費補助金を活用しまして、平成22年度及び平成23年度に地まき漁場有害生物等除去事業、漁港等清掃事業及び密漁監視事業を実施しております。

今後、市が同様の支援策を実施するためには財源確保が課題となりますことから、令和7年の大量へい死に伴い、既に国・県にも漁業者の漁家経営及び生活支援についての要望を行っておりますことから、そのような支援策が今後打ち出された際には、積極的に活用を検討し、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。ぜひそういう対策を早急に提示していただけていただければ、漁業者の皆さんも物すごく励まされると思っておりますので、よろしくお願ひいたしま

す。

それに付け加えてですが、漁業者は昨年、高水温被害に加え、ホタテのマダイによる食害もありまして、深刻な影響を受けておりました。対策として、マダイの駆除が考えられていましたが、大量に水揚げされると、マダイの単価も下がるため、昨年は市場に出荷しても、箱代、氷代、手数料を引かれれば手元に何も残らないという、どっちかというマイナスになって、魚を出荷しても、お金を得られないで、逆に手数料を払わなければいけないという現状もあったと聞いております。なので、今年も同様の状況が考えられるため、何かしらの支援が必要ではないかと考えております。

そこで、駆除作業の一環として、作業船に釣り人を乗せ、マダイ釣りの人のために作業船に釣り人を乗せて、その乗せた収益、マダイの駆除にもなって、お客さんからも料金を取れてというようなことで、一石二鳥になると私たちは思うのですが、その取組を去年漁師の皆さんが、一応関係省庁に確認したそうですが、遊漁船とはちょっと位置づけが違うということで、難しいと回答を受けたそうです。

こうした現状を踏まえて、市として県や国に対し、マダイ駆除に対する助成の制度の創設や規制緩和も含めた支援について、そちらのほうにも要望していただけないか考えていましたが、市の見解を伺います。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 釣り客を乗せて収益を確保するために実施する遊漁船業につきましては、令和6年4月に一部改正されました遊漁船業の適正化に関する法律におきまして、令和4年に知床沖で発生した遊覧船の重大事故や、近年の遊漁船の死傷事故が増加傾向にありますことから、遊漁船業者の登録、更新制度の厳格化や安全管理体制の強化等が講じられたものであります。

所管官庁であります水産庁に問合せをいたしましたところ、遊漁船業者の登録にあっても、遊漁船業務主任者がホタテガイ養殖の漁労作業中である場合は、釣り客の安全管理を十分に行うことができないため、禁止されているとのことでありませう。

安全確保の観点から定められた規制でありますことから、規制緩和について、国や県に要望することは難しいものと考えておりますが、遊漁船業者の登録がある場合は、漁労作業終了後であれば釣り客を乗船させることは可能でありますので、漁業者の皆様には漁業と遊漁を分けて安全に操業していただきますようお願いするものであります。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。魚、ホタテの籠の仕事が終わってから連れていくと、マダイがまた下に潜ってしまって、いない現状。仕事をしているから、マダイがいっぱい下から湧いてくるという現状があるので、東京の人は、多分それ分らないと思うので、現場の声を、そういうのを届けてほしいなと思っていますので、続けてよろしくお願いします。

陸奥湾ホタテは、むつ市のみならず、青森県を代表する根幹産業であり、地域経済と雇用、そして先人から受け継いだ、さっき先人は嫌いだと言う人もいましたが、先人から受け継いできた誇りのものであります。しかしながら、近年の高水温被害やマダイによる食害など、漁業者を取り巻く環境は、これまでにない厳しさに直面しています。

自然相手とはいえ、努力だけでは乗り越えられない局面に来ているのが現実です。だからこそ、今行政が一步踏み込んで、現場の声に寄り添い、機動的かつ実効性のある支援策が必要であると考えます。陸奥湾の豊かな海を次世代へ引き継ぐために、漁業者が希望を持って操業を続けられる環

境を整えることが市の責務ではないでしょうか。

陸奥湾ホタテ漁業者、加工業者、市場、仲卸業者、販売店、飲食店、さらに市民、県民は、また気軽にホタテが食べたいと思っているはずです。ホタテ養殖の復活を願っています。これからも希望ある支援策を提示していただくよう、強く要望いたします。

次に移ります。次に、障がい福祉について再質問いたします。危機管理センターに設置予定の、横になっておむつ交換や体位変換ができるユニバーサルシートは、医療的ケア児や障がいのある方にとって非常に重要な設備です。現在むつ市内には、図書館、むつ来さまい館、むつマエダアリーナ、むつ総合病院の地下、ケーズデンキなどにユニバーサルシートがありますが、利用者からは「バギーの幅が入らず、外に置いて抱えて入るしかない」、「間口が狭く、車椅子でスムーズに動けない」、「十分なスペースがなく、介助がしにくい」など、使いにくいとの声が寄せられています。これは、せっかく予算をかけて設備を整えても、当事者の視点や意見が反映されないと十分に活用されないという大きな課題です。

そこで、危機管理センターのユニバーサルシートは、実際に利用する当事者の声を聞き、バギーや車椅子での出入り、介助動線などを踏まえた実際に使える、使いやすい設計になっているのか。また、利用者や家族のヒアリング、バギーや車椅子での入室シミュレーション、介助者も含めた動線確認などの事前検証を行ったのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

ユニバーサルシートを設置する多目的トイレにつきましては、平時はもとより、災害時におきましても高齢者や体調が優れない方及び介助が必要な方が避難所生活の中で、快適かつ安全に過ごせ

る環境を整えるために設置するものでございます。

個別のヒアリングや入室シミュレーションなどの検証は行っておりませんが、青森県福祉のまちづくり条例の整備マニュアルに基づき出入口などを設計しており、利用者と介助者の負担を軽減するために十分な空間を確保するつくりとなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。

危機管理センターのユニバーサルシートは、県のマニュアルに基づき設計しているとの答弁でしたが、それは理解いたします。しかし、県のマニュアルどおりに設計しても、利用者側が使いにくいと感じれば、利用しないのが現実だと思います。だからこそありますが、聞き取りや動線確認などの実際のシミュレーションが大切だと思います。

また、危機管理センターのユニバーサルシートは、まだ計画できておりません。この間、「見せてください」とお願いしましたが、まだ見せられない状態だということで、確認してはおりませんが、設備があることが大切なのではなくて、安心して使いやすいことが大切だと思っております。

現在むつマエダアリーナのユニバーサルシートは、先日拝見してきましたが、設備も新しく、便器の手すりが上下できるなど、利用者の声に沿ったものでありました。それでも、便器の蓋がなかったりとか、背もたれがなく、必要であるとか、もう少し広いと、バギーや椅子が回転できたり移動が楽だとか、車椅子で出入りするときに、下に開閉ボタンがあるかないかとか。介助者がいれば、高いところで押せるのですが、車椅子1人の人だと手が届かなかったりとかするので、車椅子の目線で下に開閉ボタンがあれば楽だとか、そういう改善点がまだまだあります。

利用者へのヒアリング、介助者を含めた動線の確認やシミュレーションを行い、次にむつ市に整備するユニバーサルシートは、予算をかけた意味のある、むつ市が誇れる本当に使いやすいものになるよう強く要望しておきます。

それから、ユニバーサルシートではありませんが、車椅子のマーク、よく駐車場にありますけれども、駐車スペースについても改善点があるので、この機会にお願いしたいと思います。

通常1台分のスペースが用意されていますが、車椅子の車を、後ろを開けて、スロープで車椅子を降ろすのですが、その際には1台分のスペースから、戸を開けてスロープを出した時点で、もう半分出てしまいます。それから、車椅子を降ろして、そういう作業をしますと、もう一步、半分出してしまうので、通常時2台分必要ということであるので、利用者はほかの人の迷惑になっているのではないかとあって、早くやらなければいけないということで、動作が雑になってしまったりとか、すごく周りの人に気を使ってしまうという、「もう恐縮してしまう」という言葉も聞きましたので、そういうことがないように、駐車場の車椅子のスペースは、1台利用時には縦長に2台分スペースが確保できればうれしいと言っておりました。そのこともご理解いただき、今後対応していかねばいけないと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（木下尚一郎） お答えいたします。

市では、現在むつ市ユニバーサルデザイン推進プランを策定中であります。策定中のユニバーサルデザイン推進プランでは、市が所管する施設などの整備に関する基本方針の中で、車椅子用駐車スペースにつきましては、車椅子がスロープ、リフトで乗り降りするスペースを確保することを定

める予定でございます。策定に当たりましては、パブリックコメントを実施して、広く市民の皆様からのご意見を伺いながら、これから整備する施設が使いやすい施設になりますよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。

障がいのある方、高齢者、子育て世代など、誰もが安心して外出できるまちづくりは、今後ますます重要になると思います。

そこで、NPO法人が運営するウィーログというアプリがあります。これは、ユニバーサルトイレや広い駐車スペース、段差の有無など、車椅子利用者の目線で外出に必要な情報を共有する仕組みであり、コンセプトは「車椅子でもあきらめない世界をつくる」を理念に、全国で活用がなされております。「みんなで作るバリアフリーマップ」といううたい文句もあるそうです。バリアフリー情報の可視化や情報発信の充実は、共に生きる社会の実現や観光振興にも役立つものであります。むつ市でも、ぜひウィーログに登録されるよう前向きに検討していただきたいと思います。

次に、むつ市では災害時に自力での避難が難しい方々の命を守るために、避難行動要支援者支援制度を設け、該当者から申請を受けて名簿を作成し、関係機関である消防本部、各消防署、消防分署、むつ市消防団、むつ警察署、民生委員、市社会福祉協議会、町内会で情報共有されているとのことですが、ただ名簿があるだけでは命は守れません。その名簿を、いざというときにどう生かすのが大切で。

そこで、質問させていただきます。実際に災害が起きたとき、誰が、いつ、どのように行動するのか。どんな方法で支援対象者へ連絡し、避難につなぐのか。その具体的な流れを市として明確にしているのか。また、支援は行政主体なのか、消

防などの関係機関なのか。誰が責任を持って動くのか曖昧なままでは、災害時には機能しません。役割分担は、どう整理されているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

市では、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針及びむつ市地域防災計画に基づき、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定するとともに、むつ市避難行動要支援者支援制度実施要綱を定め、避難行動に支援が必要な方の登録と、その方々の個別の避難計画を作成しております。

これらは、災害時は自らの身を守る自助と地域住民による共助を基本としながら、行政による公助を併せた支援体制を目指すもので、具体的には避難行動を自らが取ることを基本とし、個別避難計画に定める地域の支援者などは、自らの安全を確保した後、迅速に避難行動要支援者の安否確認や避難所への誘導、また安否の確認結果を市へ報告いただくという手順としてございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。これに関してですが、むつ市には地区により自主防災組織があるとのことですが、住民の方々からは、「存在を知らない」、「いざというときにどう動くのか分からない」という声が多く寄せられています。つまり現状では、組織が十分に機能していないということでもあります。認知されず、機能しないままでは、災害時に市民を守る力にはならないと思います。今こそ危機管理センターの整備という大きな転機と捉え、市が主体となって自主防災組織を整理再編し、行政と連携した実働できる組織とする考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 自主防災組織は、災害時の共助の担い手として非常に重要な役割を果たすものであり、市といたしましても、その設立支援や意識啓発、活動支援に取り組んでおります。地域住民が自主的かつ主体的に結成し、活動を行っているものであり、市は各組織の活動実態に応じて後押しや支援を行っていく立場にあるものと認識しております。今後も啓発活動や情報提供を強化し、市民全体の防災意識の向上を目指してまいります。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。自主防災組織が重要であるということは、理解いたしております。市として具体的に何を支援し、各組織の活動をどう把握しているのかは、非常に分かりにくいです。住民に認知されない、されていない組織も多く、市が主体的に再編や組織強化を進める必要が急務と考えます。今後のよりよい体制づくりに期待をいたします。

次に、現在むつ市では、特別な配慮が必要な方たちを対象とした災害時の避難訓練を実施する計画があります。その準備として、2月12日、2月14日に合同訓練に向けての確認のための訓練を行いました。以前の質問でも、早急に実施すべきとお願ひしてきましたが、令和8年度に実施予定となりました。一步前進していただき、ありがとうございました。

災害時には、行政がすぐに支援を提供できない場合もあるからこそ、なおさら市が主体となって日頃から地域や支援者、そして対象者や家族を含めた実践的な避難訓練を行い、いざというときに自助、共助が確実に働く環境を整えておくことが不可欠だと考えます。

市は、相談があれば対応するという姿勢に見受けられましたが、相談を待つのでは遅れます。災害は、待つてはくれません。市が積極的に地域や

消防などの支援する側に働きかけ、対象者、支援する側、地域が共に動ける体制づくりを進めることが行政としての最大の責任だと思っております。避難行動要支援者支援制度があっても、それを実際の避難行動につなげる訓練が行われていなければ、制度があってもしっかりと運用されません。要支援者は守れません。

そこで、質問いたします。現在医療的ケア児や重度障がいのある方、乳幼児など特に配慮が必要な方々、家族は個別に市と連携して避難計画を策定しているとのことです。また、放課後デイサービスや各種施設がそれぞれで避難訓練をしているとのことですが、こういった方々が市と連携して避難訓練をしたくても、どこに相談すればよいのか分からないとの声を聞きます。どのように実施すればよいのか、お聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 医療的ケア児の個別の避難訓練については、医療的ケア児の支援部会の事務局であります総合福祉課が窓口となります。ご相談を受けた際には、関係機関と連携しながら対応を進めてまいります。

また、高齢者、要介護者及び障がいをお持ちの方など、避難行動要支援者としてご登録いただいている方につきましては、地域の支援者によるご支援をいただきながら、市、町内会及び自主防災組織がそれぞれ行う避難訓練に参加し、災害時における避難についてご検討いただいております。

避難訓練を希望される方で、実施に際し関係機関との連携を希望される方につきましては、総合福祉課へご相談いただきたいと思いますと考えております。

なお、放課後等デイサービスなど障がい福祉サービスや障がい児の通所支援、これら障がい福祉に関わる施設の避難訓練及び実施につきましては、関係省令に基づき非常災害に関する具体的計画の策定や緊急通報連絡体制の整備、訓練の実施

などについて規定されておりますので、各施設において遵守し、運営されているものと考えております。

また、高齢者関連施設や児童関連施設などにおきましても、それぞれ関連する法令等に基づき災害時の避難行動等について規定及び運用がなされているものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。それでは、担当課は特に配慮が必要な方々や家族に対して、在宅時の訓練実施の意向を聞き取りすべしと考えます。また、対象者や家族の声を聞くことが一番重要だと思います。医療的コーディネーターがしっかりと機能しているかどうかも含め、この機会に精査して、よりよく改善していくべきと考えますが、このことについて市の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 災害時に避難行動に支援が必要な方が安全に避難すること、また災害に対し常に備えておくことは非常に重要でありまして、災害を想定した避難訓練は大切であることを認識しておりますので、避難行動要支援者の登録や更新などの際に、避難訓練などの実施の意向を確認するとともに、地域の支援者の皆様などにご相談してまいりたいと考えております。

また、医療的ケア児及びそのご家族からの避難訓練のご意向につきましては、医療的ケア児コーディネーターの支援状況を市がしっかりと把握した上で、コーディネーターを通じご意向を確認するとともに、避難訓練実施に必要な支援を行ってまいります。

なお、個別避難訓練の実施につきましては、ご家族を含む関係者と事前の打合せを行い、医療的ケア児が個々に作成している災害時対応ノート及びガイドブックが実効性のあるものか検証を行う

とともに、そのノートの更新を図ってまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。

それでは、災害時に医療的ケア児、重度障がいのある方、乳幼児など、特に配慮が必要な方、周囲と同じ環境での避難が難しい方々は、日頃からどこに避難すれば安心できるのかという不安を抱えながら暮らしています。

災害は、段差1つ、通路の幅1つが逃げられる、逃げられないを決定づけます。車椅子、バギーの方が避難しづらい段差をなくすこと、誰もが使いやすいスロープや幅の広い動線を整備しておくことが災害時の迅速な避難を可能にします。ふだんからの段差の解消やスロープ整備、動線の確保など、むつ市として市民みんなが安心して動けるユニバーサルデザインの推進をまちづくりの柱としてどう位置づけ、どのように進めていくのか、市の見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

ユニバーサルデザインは、障がいのあるなし、年齢、性別などにかかわらず、市民の皆様が安心して暮らし、移動し、参加できる社会をつくるためのまちづくりの根幹となる重要な政策であると考えております。高齢の方、障がいをお持ちの方、乳幼児、妊産婦の方、外国人の方など、むつ市で生活する全ての方や、旅行や仕事で訪れている方が災害に直面したとき、誰一人残されることなく迅速に避難できること、またそれが可能となるように取組を進めることが大切であります。

今後につきましては、市が所管する施設をむつ市ユニバーサルデザイン推進プランに沿って整備を進めるだけではなく、所管外の施設、民間施設に対しましても、その普及啓発を図り、災害に強く、誰もが社会参加できる持続可能なまちづくり

と、障がいのあるなしにかかわらず、あらゆる方が安心して暮らすことができるユニバーサルデザインを踏まえた共生社会の実現を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございました。

ここまでいろいろと質問や意見を述べさせていただきましたが、私が議員になってから、日々行政の現場で一生懸命に市民の安全のために尽力している職員の皆さんの姿を間近で見してきました。人手不足や、時間や予算が限られる中で、災害対応や福祉、日常の業務に至るまでのその努力には、心から敬意を抱いています。だからこそ、現場で汗を流す職員の皆さんが市民に感謝され、努力が報われる体制を整えながら、医療的ケア児や支援が必要な方々が災害時に安心できるむつ市であってほしいと考えています。そのためには、制度を形だけで終わらせず、実際に動ける仕組みへと進化させていくことが必要です。

医療的ケア児や障がいのある方、そして災害時に特に支援を必要とする全ての市民が安心して避難できる体制を整えることは、決して一部の人のだけのものではありません。その備えは、これから確実に増えていく高齢者の方々にも、そして未来のむつ市に暮らす全ての世代にも確かな安心につながっていきます。

危機管理センターの活用、ユニバーサルシートの利用者の声を反映した改善、そして避難行動要支援者支援制度を本当の意味で生かすこと、こうした一つ一つの取組は、誰も置き去りにしないむつ市へ向かうための確かな一歩だと思えます。

そういった意味では、今後整備を予定しているむつ市の道の駅構想を単なる観光拠点ではなく、災害時には電源確保が可能な避難所として活用できるように、平時から想定した設計を進めていくべ

きと考えています。

道の駅は、広い駐車スペース、トイレ、電源、通信環境など、災害時に必要な機能を備えやすい施設であります。いざというときに、市民が避難できるもう一つの安心の場所として整備できれば、むつ市全体の防災力を大きく底上げすることにつながります。

市民の安心と命を守ることは、行政も、議会も、そして地域もみんなで担うべき責任です。しかし、その第一歩は、やはり行政が積極的に動き、安心の土台をつくることだと確信しています。

そういった意味では、あくまでも個人的な意見ではありますが、今後新病棟の建て替えを目指すむつ総合病院には、病院を利用する全ての市民に配慮した立体駐車場の整備や、広い駐車スペースの確保が絶対に必要であると考えます。

どうか本日の議論を医療的ケア児や支援が必要な方々、そして家族の切実な声として受け止めていただき、むつ市全体が物理的なバリアだけでなく、見えない心の壁さえも取り払われ、障がいの有無や年齢にかかわらず、困ったときに自然と手を差し伸べ合える、支援が必要なときに遠慮なく頼れる本当の意味での優しいむつ市へと前進することを強く願い、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、井田茂樹議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時04分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎工藤祥子議員

○議長（富岡幸夫） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第267回定例会において一般質問を行います。

会計年度任用職員という言葉をよく聞くようになってきました。勉強し、実態を知らなければいけないと思っていましたが、昨今県議会報告の記事で、「会計年度任用職員「三年目公募」の廃止を」という記事が目にとまりました。県の答弁は、再度の任用を柔軟に運用していること、また会計年度任用職員の確保に特段の支障が生じていないことから、当面は現行の取扱いを継続していく等の答弁でした。秋田県では、雇用期間の上限を撤廃した業務もあると報じ、各地で様々な議論が始まっています。

会計年度任用職員とは、2020年の地方自治法の改正により新たに制度化された非常勤の地方公務員のことです。従来は非常勤職員、臨時職員、パート職員が会計年度任用職員に移行されました。会計年度任用職員は、任期が定められており、4月1日から翌年の3月31日までの原則1年間です。また、勤務成績に応じて最大2回まで更新ができ、最長3年間働ける場合もあるとも書かれています。

これまでの国の運用マニュアルでは、試験なしで再任用できる回数が原則2回までと例示され、多くの自治体が3年目に公募試験を行ってきました。「3年目の壁」と呼ばれ、雇い止めの根拠にもなってきました。それを国が期間業務職員について、3年目公募の規定を撤廃し、昨年6月には総務省のマニュアル「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第二版）」でも撤廃され、地方自治体が地域の実情に応じてと

いう理由で雇用を継続してきました。

また、働き方にはフルタイムとパートタイムの2種類があり、待遇としてフルタイムは給料として支払われ、パートは報酬として支給されます。一定の条件がありますが、これまで非常勤の地方公務員には支給されなかったボーナス等も出ます。また、再度の任用に対し、自治体の対応が分かれています。

新しい制度は、2020年にスタートし、これまで自治体によって運用が異なっていた非正規任用職員の待遇を全国的に統一していく目的で導入されました。この制度は、正規職員との格差や会計年度任用職員の間での格差が生じる等多くの課題を抱えていると言われていています。まだスタートして間もない制度であり、複雑で分かりにくい制度ですが、学びながら少しでも待遇改善を求めていければと思います、今回むつ市議会で会計年度任用職員制度について質問いたしました。むつ市における会計年度任用職員の人数、職種、雇用形態等についてお知らせください。

1つ目は、正職員の人数について。2つ目として、会計年度任用職員の人数、職種、雇用形態はどのようになっているのか。正職員の人数、会計年度任用職員の人数、職種は事務補助員や施設管理人等、またほかの少数の職種についてもお知らせください。雇用形態について、また勤務時間について等の、以上4点について、いずれも令和8年2月1日現在時点の数字でお知らせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

いただいたご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 会計年度任用職員についてのご質問、むつ市の会計年度任用職員の現状についてお答えいたします。

正職員及び会計年度任用職員の人数についてですが、令和8年2月1日現在、市長部局、教育委員会、上下水道局、各行政委員会を合わせまして、正職員は486名、また会計年度任用職員は376名となっております。

会計年度任用職員の職種といたしましては、事務補助員が最も多く、このほか施設管理人、窓口サービス専門員、学校調理員、市有林管理人、「むつ☆かつ」クラブマネージャーなど51の職種となっております。

また、雇用形態につきましては、職種によって異なり、日々雇用や1時間程度の勤務の職種もありますが、事務補助をはじめ多くの方が1日6時間30分から7時間30分の勤務時間となっております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 全国的な数字を見ますと、正職員に対して、この会計年度任用職員は70%という割合で推移していますけれども、私はぱぱっと計算できないのですけれども、むつ市はもう80%近いという数字で会計年度任用職員、つまり正職員でない方がいらっしゃるということ、そういう受け止めをしました。きちんとしたパーセントは、出せませんか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 占める割合ということでございますけれども、77.3%となっております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 77.3%というと、全国的な平均よりもすごく多いということですよ。私は、平たく言うと、むつ市定員適正化計画、これは令和4年に出た計画ですけれども、これを見ると、正職員を減らす、人口減少とか様々な社会状況に

なっていますけれども、全体の流れから見ると、正職員を減らすというふうなお勧めというか、そういうふうな方針が貫かれているなという、そういうことに受け止めましたけれども、全国の流れとしては正職員が減って、そして臨時の職員、会計年度任用職員が増えている、その流れの中にむつ市もあるのだということで、今改めて感じています。それが住民サービスとの関係で、どのように推移しているのかということで、私は働く職員の皆さん、会計年度任用職員の皆さん、そして住民サービスとの関係で、ちょっと今回質問してみたいなということで質問いたしました。

職種については、もう少し詳しくお話しできませんでしょうか。よく見えるのは、一般事務職員の方はよく見えるのです。市役所に来れば、それこそ400人以上の方が働いています。しかし、募集要項なんかを見れば、様々な職種が、本当に1年間に何日も出ないような職種の方も会計年度任用職員として位置づけられていますので、できたらもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 会計年度任用職員の主な職種についてお答えいたします。

職員数の多い職種といたしましては、自動車運転手、また交通整理員、学校調理員、図書館奉仕員、スクールサポーター等となっております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 私は、その中でも少数の職種の方、この方も会計年度任用職員だということでびっくりしたのですけれども、すみません、突然ですけれども、本当に少数の職種の方も、こういう方も会計年度任用職員だというふうなことを皆さんに知っていただくためにも紹介してください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 申し訳ないのですけれども、紹介は先ほど総務部長から答弁あったとおり、51職種になっておりまして、むつ市会計年度任用職員の公募要領をホームページに掲載しておりますので、ぜひそちらを御覧いただきたいと思いません。

ここは、そういった公の公表資料を紹介する場所ではないと私は思いますので、何か問題、課題を認識して、それに対するところがあればご質問いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 私が持ってきて、皆さんに紹介すべきでした。反省しています。

それでは、細かいところは再質問としてお伺いいたします。事務補助員の人数と、男女比率はどのようなになっているのでしょうか。本庁舎、分庁舎においての人数をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 事務補助員は、令和8年2月1日現在123名となっております、そのうち男性が22名で17.9%、女性が101名で82.1%となっております。

各庁舎ごとにお答えいたしますと、むつ地区で97名、川内地区で9名、大畑地区で7名、脇野沢地区で10名となっております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 全国の傾向と、むつ市も同じです。女性の占める割合が非常に高いというのがこの制度の特徴なのです。非正規の地方公務員の9割は、会計年度任用職員が占めていると言われています。総務省の調べでは、76.6%が女性だ、このように言われていますが、むつ市も同じような流れの中にあるということが改めて分かりました。

そして、再質問の2回目です。会計年度任用職員の採用方法はどのようなになっているのでしょうか。

か、お知らせください。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 採用方法は、新規で応募された方につきましては、原則として履歴書、エントリーシート等の提出及び面接を実施しております。また、継続希望の方につきましては、履歴書の提出及び職員評価による採用を行っております。

このほか年度途中で欠員が生じ、急な補充が必要となったときのために、会計年度任用職員登録者を随時募集しており、登録者の中から採用するという場合もございます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） これは、いつも4月に行われるということですのでよろしいですね。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

採用試験につきましては、1月に実施しております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 会計年度任用職員の給与についてお伺いします。

昇給は、どうなっているのでしょうか。それから、期末手当、勤勉手当等をつくのでしょうか。よろしく願います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 給料及び手当につきましては、令和2年度の会計年度任用職員制度導入以降は、勤続年数に応じた昇給があるほか期末手当を支給しており、令和6年度からは勤勉手当を支給しております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） それでも臨時職員と、そのグループの中に入っている会計年度任用職員にも期末手当と勤勉手当があるのだということは、改めて分かりましたけれども、ある文書を見えます

と、これも初めからあったわけではなくて、様々な不安定な職場で働いている中で、何とか実現してほしいという署名運動を行った、そういう経験の上でこれが実現されたということも私印象に残りました。黙っていれば、こういうふうな勤務状況の向上というのはなかなかできないのだなというふうなことも本当に感じました。

そして、再質問の4つ目ですけれども、私はちょっとびっくりしましたけれども、会計年度任用職員の産休や育休制度はどのようになっているのでしょうか。また、取得している方はいるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 会計年度任用職員の出産及び育児に係る休暇制度につきまして、特別休暇といたしましては産前休暇及び産後休暇があり、令和6年度中に取得した会計年度任用職員は5名となっております。このほか、子の看護等休暇や、配偶者が出産する場合は配偶者出産休暇及び育児参加休暇などの取得が可能となっております。

なお、育児休業期間につきましては、原則として子の1歳の誕生日前日までとなっております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 産前産後8週間と言いましたよね。それは、正規の職員と同じ日数なのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 同じ取扱いとなります。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 会計年度任用職員といえども、本当に公務の仕事を支えている重要な方々です。同じような待遇であるということは、本当にうれしく思います。

産休についても、令和2年からこの制度がスタートしましたけれども、やはり皆さんの声を受け止めて、令和6年に産休、育休制度がこの制度の

中で確立したということは、本当に大きい前進だと思っています。

そして、ついでに再質問の5つ目ですが、国では再度の採用回数の上限を2回までとする取扱いです。いわゆる3回目公募の撤廃を行ったのですが、むつ市ではどのように取り扱っているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） これまで当市におきましても、公募によらない再度の任用は3年までとしておりましたが、令和7年度から、今年度から国の取扱いに準じ、再度の任用回数の上限を廃止しております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 正規の職員の場合は、公務員試験というのを受けるのですが、会計年度任用職員の場合はどのような試験になるのでしょうか、お知らせください。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 会計年度任用職員の採用試験につきましては、新規の応募された方に対しては、原則として履歴書、エントリーシートの提出及び面接を行っており、継続で希望される方につきましては、履歴書の提出及び職員評価の試験を行っております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） そうすると、ペーパーに記入するという、そういうふうな正職員の試験とはまた違うということなのですね。うなずいていただきましたので、分かりました。

それから、任用試験というのは、1年でもう切れるわけですから、経験のある方はそれなりの勤務実績なり勤務態度とかを見て、採用、不採用を決めるというふうなこともちょっとお聞きいたしましたけれども、そういうところももうちょっと具体的に語れますでしょうか。実績が尊重される

というふうなことで、お願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 継続の方につきましては、職員評価による評価を行っておりますが、これは正職員のほうでも職員の評価を行っておりますので、この評価に準じる形で所属長等が評価したものを、点数づけをいたしまして、その結果に基づきまして採用を継続させていただいているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 会計年度任用職員というのは、本当にまだスタートしたばかりで、私自身も勉強する中でいろんなことが分かったのですが、まだまだ分からない市民の方もたくさんいると思って質問したわけです。

会計年度任用職員と正職員の採用についてということで、年齢制限はどのようになっているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 職員の採用に当たりまして、会計年度任用職員につきましては年齢制限はございません。一方、正職員につきましては、上級行政職及び初級行政職、どちらも今年度から年齢制限を30歳から35歳へ引き上げております。

また、国や地方公共団体、民間企業等で5年以上の勤務経験がある方を対象としたキャリアチャレンジ枠につきましては、今年度から年齢制限を40歳から50歳に引き上げております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、今まで会計年度任用職員経験した中で、正職員になった方はいるのでしょうか。どのくらいの方がいるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 会計年度任用職員から職員採用試験を受けて採用となった正職員の人数につきましては、令和5年度は5名、令和6年度は

5名、令和7年度は5名となっております。

- 議長（富岡幸夫） 2番。
- 2番（工藤祥子） 会計年度任用職員ということについて、大体イメージが湧いてきました。いずれにしても、会計年度任用職員が多く占めている、その会計年度任用職員の中で女性が多くを占めている。つまり女性というのは、給料が安いのではないかと思います。どのくらい違うのか、今言えますでしょうか。
- 議長（富岡幸夫） 市長。
- 市長（山本知也） 報酬は、同一でございます。
- 議長（富岡幸夫） 同じだって。
- 市長（山本知也） 同じです。
- 議長（富岡幸夫） 2番。
- 2番（工藤祥子） 会計年度任用職員も、男女同じだということですね。そう受け止めます。そうすると、民間よりは本当に、確かに雇用は不安定かもしれませんが、条件としてはそれこそいいとしなければなりません。

国の方向としてはともかく、定員適正化計画によって、それこそ職員にかかる費用を一定程度減らして、そして会計年度任用職員、正職員よりも少ない予算で雇用できる、そういう会計年度任用職員を多くしたということは、私は職員を大事にしていないという国の制度ということに対して、疑問を感じます。

そして、その一番の影響を受けているのが女性で、その占める割合が高いというのが、この会計年度任用職員なのです。この制度は、1年契約で終わるといふ、そういう制度なのです。いい面もあるけれども、私は本当にこれは大きな問題を抱えているのではないかなと思っています。

私も当事者の方からは、ちょっとしか聞けなかったのですけれども、いろいろ調べてみますと、次のような声が上がっています。当事者の声として「仕事は正職員並み、労働時間も同じなのに、

3年ごとに試験を受け直さなければいけない」、「給料もボーナスも低い」、「病気休暇等は無給が多い」、「待遇が悪い」、「次の年度には仕事がないのではと常に不安を持っている」。仕事のやりがいよりも、不安が大き過ぎます。地方公務員は、正規職員から非正規職員への置き換えが進められているのがこの間の流れです。不安定な低賃金の雇用では、経験と専門性の蓄積を困難にして、その結果住民サービス低下への影響にもなるのではないかと、このような声を持ちながら、会計年度任用職員の方の多くは女性の方が働いているということを知ることができました。

---

男女賃金格差の是正、ジェンダー平等の視点でも問題点を指摘し、改善を図るべきだと思っています。

これまでも、あしたに希望を持てる人間らしい労働条件とジェンダー平等の働き方を求めて皆さんとともに力を合わせていきたいと思っています。

この改善対応の前進は、やはりそこにいる方が声を上げて少しずつ前進してきたということも知りました。まだ新しい制度ですけれども、もっともっと声を上げて、この公務の大事な制度をよくしていきたいなと思って今回質問しました。

もう一点質問するつもりでしたけれども、私の通告の不手際でこれだけになってしまって、今回は以上で終わります。

共に人間らしい労働条件を求めて、皆さんと一緒に職員の方も、そして市民の方、住民の方と一緒に、この制度をよりよいものにしていく、そういう思いで私自身も勉強になりましたし、市民の方にも知っていただいて、そしてこの制度をいい制度に成長、変えていく、そういう思いで質問しました。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「議長」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 7番住吉年広議員。

○7番（住吉年広） 先ほどの工藤祥子議員の \_\_\_\_\_ というような発言がございましたので、これは根拠不明であると思うので、ぜひ議運にかけていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） ただいま7番住吉年広議員より、先ほどの工藤祥子議員の質問の中で不穏当な発言があったということでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（富岡幸夫） そういうことで、議長において後日確認をして、議会運営委員会に諮りたいと、このように思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） では、そのようにいたします。引き続き会議を開きます。

### ◎杉浦弘樹議員

○議長（富岡幸夫） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。5番杉浦弘樹議員。

（5番 杉浦弘樹議員登壇）

○5番（杉浦弘樹） 皆さん、こんにちは。5番、会派むつの風所属の杉浦弘樹です。むつ市議会第267回定例会において、2項目2点について一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

1項目めは、防災行政無線の活用方法について伺います。電波法の改正により、むつ市でも令和6年度からデジタル防災行政無線が開始され、主に災害時などの緊急情報を伝達する内容へと切り替わり、以前のアナログ防災行政無線時の運用方法から大きく変更となりました。現在放送内容を決定する主体は、市町村長やその権限を受けた防災担当部署となっており、各自治体で運用規程を定めております。

これまでむつ市では、アナログ時は各地域で地域事情に合った運用方法が取られてきましたが、現在では災害時の緊急情報を迅速に伝達するため、運用基準を明確に定めて、統一的な運用方法が取られております。

しかし、この統一的な運用方法に対し、これまでどおり地域事情に即した運用も可能にしてほしいといった要望がこの一般質問でも何度か取り上げられ、度々議論されてきました。

そして、このたび脇野沢地区の消防団から、地域で火災が発生した際の出動に関する情報伝達手段として、防災行政無線の活用を可能にしてほしいとの強い要望がありました。この背景には、昨年11月に脇野沢地区で発生した火災において、消防団員が出動する際の伝達手段が現在の運用方法ではうまく火災の情報が伝達できず、結果的に火災の発生を知ることができずに出動できない分団があったという事案が発生したからです。

現在地域において火災が発生した際に消防団が出動するための伝達手段は、まず初めに消防団員専用の防災かまふせメールが届き、その後、順次指令装置による電話連絡、そして「コスモキャスト」といった流れが市内で統一されており、複数の伝達手段で運用されております。しかし、アナログ時では、火災発生時による消防団への情報伝達手段は、脇野沢地区では主に防災行政無線が活用されていた経緯があり、火災発生時には

迅速に消防団の消火活動が行われてきました。また、その際、火災発生を知らずに出動できなかった分団は、私が脇野沢消防団に所属して15年以上になりますが、ほとんどなかったと記憶しております。

今回の事案が発生した原因を検証しますと、それぞれの伝達手段へ登録している団員が少なく、火災の情報が効率的かつ効果的に伝達されていないといったことや、夜9時頃に発生した火災であったため、既に就寝し、順次指令装置による電話連絡に気づかなかったことが原因と考えられています。こういった問題を解決するため、脇野沢消防団では、以前活用していた防災行政無線の活用が多く、今回の提案に至ったと考えております。

災害の定義は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの異常な自然現象、または大規模な火事や事故といった人為的な要因により人命、社会生活、インフラに被害が生じる事態のことを言い、火災は自然災害とは異なり、その場に居合わせる人の対応によって被害の大きさを変えられる可能性がある災害であり、防災行政無線を使用することが可能な災害に該当するのではないかと考えます。そして、何より現在の火災発生時の消防団が出動するための情報伝達手段が、防災行政無線の活用によりさらに強化されること、またいち早く多くの消防団員が現場に駆けつけ、火事の被害を最小限に食い止める可能性が高まることから、地域の消防団からの要望を検討する必要があると考えます。

そこで、1点目の質問は、各地区の地域事情に即した防災行政無線の運用方法についてお聞きします。

2項目めは、大雪に対する高齢者世帯への支援についてお伺いいたします。青森県では、今冬も雪が多く、去年以上に雪が多かったシーズンであ

りました。むつ市内においては、去年はさほど降らなかった雪も今年は多かったなと感じるとともに、特に脇野沢地区では顕著な積雪が確認され、交通障害などの被害報告があったことから、豪雪対策本部が設置されるなど、非常に雪が多いシーズンで、自分の住む家の雪かきや屋根の雪下ろしは、何回やったか私自身も分からないほど雪かきをし、時には脇野沢地区において一晩で30センチメートル以上雪が積もる日もあり、ネットニュースに掲載されることもありました。また、その日は、私の愛車であり、一般的に雪に強いと言われる軽トラも降り積もった雪でスタックするなど、雪によって大変な思いをした1日でありました。そして、今シーズン、青森県では記録的な大雪により、多くの自治体やむつ市で災害救助法が適用されました。

そのような中、今冬の大雪で独り暮らしの高齢者から屋根の雪下ろしに対する相談が、数件ではありますが、私のところにこのたび寄せられました。内容は、屋根に大量の雪が積もり、このまま屋根の雪が一気に落ちると、隣の家に被害が出るおそれがあるため、業者に頼んで屋根の雪下ろしをしたいが、費用が幾らかかるか分からないため、行政で金銭的支援ができないかといった内容でした。問い合わせてみたところ、結果的に支援の適用範囲外であるため、近所の人に相談をし、私と数人の男性による支援で屋根の雪下ろしや住宅間の雪かき、万が一想定以上の雪が屋根から落ちて隣の住宅が壊れないよう、コンパネを設置するなどをして対応し、相談者への支援を行いました。

災害救助法に基づく屋根の雪下ろし支援は、高齢者や障がい者のみの世帯、または親族が近くにいないなど自力で除雪ができない世帯や住民税非課税世帯など業者に依頼する金銭的資力がない、また実際に居住している住居など、これら全て該当する場合で、屋根の雪で住宅が倒壊するおそれ

のある場合や積雪で家から出入りできない状況などが対象となります。しかし、今回私に対応した事案のように、緊急的な状況になる前の高齢者世帯や障がい者世帯の雪による相談に対し、金銭的支援や人的支援というのは必要ではないかというのを今回改めて感じました。

また、西通り地区は、冬になると青森市と天候が似る傾向であることから、どうしてもむつ地区や大畑地区よりも大雪になりやすく、今回のように災害救助法が適用にならなくても、豪雪対策本部が設置された場合は、高齢者世帯や障がい者世帯への屋根の雪下ろしに対する支援は必要でないかと考えます。

そこで、1点目の質問は、高齢者世帯に対する住宅の屋根の雪下ろし支援拡充についてお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災行政無線の活用方法についてのご質問、各地区の地域事情に即した防災行政無線の運用方法につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、大雪に対する高齢者世帯への支援についてのご質問、高齢者世帯に対する住宅の屋根の雪下ろし支援拡充についてお答えいたします。市では、高齢者等除雪サービスとして、65歳以上のみで構成される世帯、または身体障害者手帳の2級以上の方のみで構成される世帯で除雪が困難な世帯を対象に、玄関から直近の道路までなど、日常生活上必要不可欠な除雪作業を委託事業により実施しております。

また、むつ市社会福祉協議会では、除雪ボランティア活動として、75歳以上の高齢者のみの世帯、

または身体に障がいを持つ方のみの世帯で除雪が困難な世帯を対象に、市事業と同様、日常生活上必要不可欠な範囲内でボランティアによる除雪を行っておりますが、事故等の危険を伴うことから、両事業ともに屋根の雪下ろしは支援の対象としておりません。

また、屋根の雪下ろし費用の助成につきましては、建築物等の財産は、その所有者等による維持管理及び保全されるべきであるとの認識から、現在のところ市では助成を行っておりませんが、市民の方から屋根の雪下ろしについての問合せを受けた場合は対応可能な事業者をご紹介させていただいております。

このような状況の中、災害救助法が適用となるような記録的な豪雪に見舞われた際の屋根の雪下ろしは、その地区で暮らす高齢者の方々にとって、人的にも費用的にも大きな負担となっておりますことは認識しております。今後市といたしましては、財産管理は所有者等が行うことを基本としながらも、災害救助法が適用されるような豪雪となった場合の屋根の雪下ろし等に対する支援について、他自治体の事例も参考としながら、制度化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 防災行政無線の活用方法についてのご質問、各地区の地域事情に即した防災行政無線の運用についてお答えいたします。

旧アナログ防災行政無線では、市町村合併前の運用を引き継ぎ、地域事情に即して運用し、消防団員の参集にも活用をされておりました。防災行政無線の特性といたしましては、市民の皆様が災害情報や緊急情報などを広く伝達するための手段でありますことから、現在火災発生時における消防団員への連絡手段といたしましては、一斉連絡による電話や電子メールのほか、むつ市防災放送

アプリ「コスモキャスト」をご活用いただいております。

現状、防災行政無線を消防団員の招集に使用することは物理的に可能ではありますが、火災発生時における消防署等の人員配置の状況により、放送業務を迅速に行うことが困難な場合も想定されています。今後、他自治体の防災行政無線の活用事例を参考に、各地区の地域特性に配慮した運用方法などについて、関係機関と協議を進めながら検討をしております。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

今答弁いただきました、市民へ広く伝達する手段というふうなことで答弁がありました。協議して検討していくというふうなことで、この答弁が前向きなのか、それとも後ろ向きなのか、私よく分からないところがあるのですが、ただ去年の例を出しながら、今回のこの火災が起きているというふうな情報を防災行政無線で伝達する、その基準になるのかどうか、ちょっといろいろ照らし合わせていきたいと思うのですが、去年熊による被害、これを防災行政無線を使って情報のほうを伝達していったというふうなことがありました。これ運用基準以外で活用することへの説明で、理由の一つとして、市民の皆様から熊の目撃情報に関して放送再開の要望が多いことなど、その他総合的に勘案しといったことを経緯として挙げておりました。このことから、今回火災の発生を、消防団員のほうが消火活動をするための情報伝達手段として使いたいというふうな要望も、一応この熊の部分と大体似ているところがあるかと思うのです。

そういったところから、早期に、以前使っていた形で、消防団員への招集をかけるに当たって防災行政無線を使うことは可能だと思うのです。そ

こについての見解のほうを市のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、熊と消防団の招集のところで、熊は一般的に市民の皆さんに危害を加えるという観点から、多数出沒しましたので、防災無線の活用を決定いたしております。総務部長からお伝えしたとおり、地域特性がありますので、各地区の地域特性に配慮した運用というのを検討していきます。

一方で、先ほど申し上げたとおり、消防団の招集、杉浦議員からもご指摘ありましたけれども、3種類、順次指令、いわゆる電話による一斉連絡、これによってまず消防団員の皆さんに固定電話ないし携帯電話に連絡をさせていただき、2次で電子メール、3次で「コスモキャスト」ということで、複層的に既に団員の招集についてはやられていると。これが市民の皆さんにお知らせしなければならないという観点では、防災無線を使うということでございますけれども、消防団員、法律上、特別職の地方公務員、例えば防災のときに、地震が来たときに職員の招集に防災無線というのはなかなか使わない、それを使うべきではない。まず、特別職の地方公務員という観点から、電話で連絡体制をしっかりと取っておいてほしい。これは職務上そういうふう認識しておりますので、招集に防災無線を使うかどうかということは慎重に検討していきたいと思っておりますし、一方でさっきの熊の話は、市民の皆様にお知らせをしっかりとしたほうが良い、そういう観点であれば、市民に広くお伝えしなければならないという観点で使うかもしれませんけれども、そういった招集に使うという観点からはちょっと難しいのかなというふうに思いますし、複層的に既にやられていて、さらにそのことで効果が発揮されるということは先ほど総務部長が、繰り返しになりますけれども、地

域特性、いわゆる脇野沢地区であれば、もしかするとそれが可能性があってやっていく可能性はありますけれども、そこを慎重に検討していきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） 今市長のほうから、招集のために使う防災行政無線の在り方というふうなのは、ちょっとどうなのかなというふうなところもあると。その部分について、私もう一回再質問しますけれども、防災行政無線の放送内容、これ行政側のほうで今運用基準を定めておりますよね。6つ定めております。1つ、大津波警報が発表されたとき、2つ目、津波警報が発表されたとき、3つ目、津波注意報が発表されたとき、4つ目が避難情報が発令されたとき、5つ目が12時、17時の時報、6つ目にその他緊急性を伴う行政情報というのがあります。私この6番に、今回の地域で火災が起きた際、今まで使っていた、以前使っていた防災行政無線を使っての消防団の招集というふうなのはここに該当するのかなと思っております。

では、具体的にどうなるかという、緊急性なので、火事は緊急性の部分があります。行政情報というのは、要は火事を扱う消防、消防行政ですよ。ということは、行政情報だと思のです。実際防災かまふせメールとかも、例えば脇野沢地区で火事が起きました、むつ市内で火事が起きました、大畑地区で火事が起きましたといっても、消防団員全員に一応メールのほうは行くのです、火事があるということ。ということは、市全体、広域的に火事の情報をお知らせしている。消防のほうで、下北地域広域行政事務組合、ここで情報発信しているというふうなことから、要は行政情報に値すると思うのです。となると、この6番に該当するから、私は以前のような使い方というのはあってもいいかなというふうに考えております

けれども、そちらのほうの見解のほうをお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

ちょっと区別してお答えさせていただきたいと思えますけれども、まず火災の発生時の情報、これは火事の情報ということで、万が一周辺住民の皆様の安全確保という観点から重要であるというふうに認識した場合、例えば大規模な火災、延焼の危険性が高い場合など、また近くの住んでいる方に避難指示を発令する場合等には、防災行政無線を放送するというを想定しております。それは、先ほどの6番に当たる行政の情報だと思っております。

もう一点のほうは、火災が発生した際の団員の招集ということにつきましては、火災の発生場所というのは特定をされておりまして、その場に、消防団員が現場に出動して対応に当たっているということでもありますので、まずは火災等に関わる団員の招集等につきましては先ほど、個別に直接団員のほうに行くという情報伝達手段を確立させていただいておりますので、そちらのほうを現在運用させていただいているということの説明となります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） 分かりました。であれば、今現状で複数、3つですか、使われている火災が発生した際の消防団の出動の部分で、メールと電話と「コスモキャスト」の部分は今複数使われておりますけれども、これさっき壇上でもお話ししました、この3つがあっても出動できない分団があったというふうなことです。

問題点とすれば、メール、電話のほうの登録者数が、団員のほうの登録者数ですね、がなかなか伸びない、「コスモキャスト」のほうも伸びない

というふうなこと。順次指令装置による電話連絡の電話番号の登録、携帯電話の登録なのですけれども、これは比較的実は脇野沢地区、そんなに少ないわけではないのです。ただ、その時間帯によって、やはり火災が夜遅くに発生した場合、寝ている方がほとんどですので、どうしても電話に気づかないというふうなことが可能性的にはかなり高いと思うのです。では、防災かまふせメールの登録者数を増やしたらいいのではないかというふうなことなのですが、どうしても今のメール設定の部分、迷惑メールの観点から、多分この防災かまふせメールを受信できる設定の部分はどうしても煩わしいというふうなことから、防災かまふせメールの登録というふうなのはやはり脇野沢地区、どうしても伸びていない現状があります。

さらに、「コスモキャスト」の部分なのですが、実は私、この「コスモキャスト」に登録していません。もっと詳しく言いますと、以前は登録していました。前に、むつ市議会第263回定例会だったと思うのですが、この情報伝達手段の部分について私一般質問した際に、答弁で「コスモキャスト」をちょうど1か月、2か月前から新たに運用しているというふうなことで、登録者数云々の部分を増やしてほしいといった形で当時私一般質問して、いろいろ答弁のほうをいただいた経緯があるのですが、実際にこの「コスモキャスト」の登録者数が伸びないその理由の一つとして、さっき言いました、私も登録したのですが、現実今解除しております。

その理由として、この「コスモキャスト」の使い方というふうなのが消防団員の人たちの生活の部分においてなかなか適用していないのです。例えば今現状、この「コスモキャスト」に登録すると、全国どこにいても、どんな場面でも、携帯の設定云々よりも、もう自動的に鳴るような形で今これ「コスモキャスト」を運用していますよね。

そうすると、例えば私がなぜこれ登録したのを解除したかということ、どうしてもむつ市内から出て会議するに当たって、その会議でやはり電話が鳴ってはいけない、そういったことから登録のほうを解除させていただいた経緯があります。そこから何回か登録し直して、また解除してというのをやっていったのですけれども、それがなかなか毎回毎回どうしても手間だなというふうなことから、それであればもう「コスモキャスト」に登録しないほうがいいのかなどというふうなので今登録していない現状です。

せめてこの「コスモキャスト」の使い方の部分において、いろいろ利用状況のほうが適応、自分の使い方と合っていくのであればいいのですが、今そういった現状にないので、だから「コスモキャスト」の登録者数が全然伸びないのです。脇野沢地区ではかなり低いです。なので、こういったところを改善されない限り、この3つの部分の情報伝達手段というのは有効に働いていかないと考えております。

まず、ではここを改善した中で今現状の運用方法にしてくれというなら分かるのですが、その改善がなされていない中で、それでも使ってくれというのはまたちょっと違うのかなと思うのですが、そこについての見解のほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、おっしゃるとおり、「コスモキャスト」の改善は必要だと認識しております。一方で、消防団員の招集については、先ほど来申し上げているとおり、火災や災害時、市町村、消防本部から指令を受けて、消防団本部、分団、そこから団員へと伝達される系統をしっかりとすることが大事だと思っています。なので、団員の皆さんは、まず電話ないしメールで受けられる体制をつくっておかなければいけない、このことは

しっかりやってほしいと。それは防災無線だからとか、「コスモキャスト」だからとかということではなくて、携帯電話ないしメールで、夜だから電話が聞こえないというのはもう多分防災無線も聞こえないです、家の中なので。なので、そういう連絡体制というのはしっかり取られるように、消防団としてしっかりとやるべき責務だと私自身は思っております。

一方で、「コスモキャスト」も必ず消防団に使用してほしいということではございません。消防団員のほうから、これを使って招集してくれないかということの依頼があって、そのように仕様を変えて、消防団員だけに伝わるような番号を設定して発信していますので、それを使わないのであれば、それは別に使わなくていいですということになります。

一方で、複層的に連絡を取れる体制があったほうがいいのではないかとということで、電話、メール、「コスモキャスト」ということにしています。そのところは市からこれ使ってくださいと言ったわけではなくて、運用の中で、消防団からこれも使わせてほしいという中でやらせていただいていますので、防災無線も今使わないということではなくて、今後それが複層的に消防団員の方にしっかり伝達できるような体制がつくられれば、検証していきたいと思えますし、「コスモキャスト」が要らないというのであれば、それはそれで外していきたいと思えます。そこは消防団の連絡体制の問題であって、市民の皆さんへの防災の発信とは、先ほど総務部長からお伝えしているとおり、市民の皆さん全体に発することと、消防団員の皆さんへの連絡ツールというのは切り離して考えるべきものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） これなぜ脇野沢地区から防災行政無線の活用が望まれているかということ、メー

ル、電話、「コスモキャスト」は、結局電話で知ることになるので、その人、持っている人、個人1人しかその瞬間に知ることができないのです。でも、防災行政無線だと、地域に放送しますので、例えば夜遅くに火事が起きた、寝ていても、家族がそれを聞けば、「おい、火事だ、起きろ。おまえ出動しなきゃいけないぞ」、こういうふうな形で伝達のほうが広がっていくといった現状を踏まえて、地域の消防団員の人たちはやはり以前の使い方のほうがいいよねというふうなことで、今回提案されているのです。

こういったことから、今市長のほうで話しました、どうしても電話でも起きないのであれば、防災行政無線を使っても起きないのでないかと、確かにそのとおりだと思います。私も多分起きないと思えます。ただ、家族の人が誰かでも気づけば、そこから起こしてくれるというのはやはりあるのです。そういった部分があるからこそ、早く出動できる、多くの人が駆けつけることができるというふうなところから、脇野沢地区の消防団は今回提案されていると思えますので、ぜひ検討いただきたいと思うのですが、この部分についての市の見解はどのような形でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 冒頭総務部長から答弁させていただいているとおり、関係機関と協議しながら検討していく、そのことに変わりはありません。必要かどうかも含めて検討させていただきたいと思っておりますのは、何で慎重に検討を進めると言っているかと申し上げますと、12月8日の東方沖地震の際の津波警報「避難してください」。川内、旧むつエリアの皆さんから、なぜそんなに防災無線で周知するのだと、津波警報・津波注意報が出ているのは太平洋側ではないかと、こっちまで鳴らさないでくれと、そういったご意見もいただいているのは事実でございます。防災行政無線

の在り方については、そのエリアだけで完結するのであればもちろん構わないと思いますし、先ほど来申し上げた夜間、きっと市民の皆さん、寝ている方もいらっしゃると思います。消防団の連絡は消防団のそれでやってくれという意見もあると思いますので、様々な意見を検証させていただいて、検討していくということでございます。やらないと言っているのではなくて、そういった声もありますので、きっと100人いて100人同じ答えにはならないので、みんながいいと思えるような形をつくっていくための検討というふうにご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） 了解しました。今の市長の答弁、今まで議論してきた中で、前市長だった宮下現知事も同じような形で、要はむつ市内と、例えば旧町村のほうでは、やはり住民から放送の扱いについて出ている意見が違うというふうなことで、当時も同じような答弁ありました。

脇野沢地区では、やはり生活に密着した防災行政無線の使い方というふうなのがずっと活用されてきましたので、実は今回消防団から意見が上がった際、我々脇野沢消防団の地区団長のほうから、せっかく一般質問するのであれば、昔脇野沢で使っていたように、生活に密着した形の使い方をぜひしてほしいと、この意見、本当に脇野沢地区で非常に多いのです。なので、むつ地区では、やはりコミュニティーの在り方とか、そういった部分で、防災行政無線の活用はいろいろ解釈が違ってくると思うのです。ただ、やはり地域に行けば行くほど、もう少し生活に密着した使い方に戻してほしいなというふうなものはありますので、そういったことも考慮しながら、先ほどから市のほうで答弁しております、一応協議して検討するというふうなことを答弁しておりましたので、何とか地域事情も考えた中で、実際には消防

のほうには、各消防署、分署のほうにも防災行政無線を発信する機械、これ置いていますよね。ということは、簡単にやれることは可能な今状況ではあります。そういったことから、地域事情を考えて、何とか協議していただいて、早めにこちらのほう答え出させていただくようお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、1点目の部分についての再質問は終わらせていただいて、2項目めの大雪に対する高齢者世帯への支援について再質問したいと思います。むつ市では、屋根の雪下ろし支援はしていないというふうなことで答弁のほうがありました。ただ、今回災害救助法が適用されたというふうなことから、屋根の雪下ろしの支援、実際にこれ災害救助法では使えるのですけれども、これを利用した世帯数というのは今回あったかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 災害救助法の適用要件に該当し、実際に支援を行った件数は3件となっております。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） 3件もあるんですね。分かりました。さっき私答弁をちょっと聞き逃したのですけれども、当市のほうでは財産管理は本人がするというふうな考えの下、基本現在屋根の雪下ろし支援はしていないというふうなことでもよろしかったですか。

であれば、この屋根の雪下ろしの支援、県内では青森市がやっております。これは、むつ市のほうでも承知していると思うのですけれども、青森市では豪雪地域のため、屋根の雪下ろし費用の一部助成を実施しております。内容的には、事前登録が必要ではありますけれども、対象条件は市内に住所を有する一戸建て住宅に住む非課税世帯で、65歳以上のみの世帯や障がい者世帯、こども

が18歳以下の母子家庭に対し、上限2万5,000円を助成する、青森市除排雪対策本部の雪害対応体制移行時には上限が5万円まで引き上げられるというふうなことで、青森市のほうでは屋根の雪下ろし支援をしております。

この青森市の除排雪対策本部というのは、多分むつ市で言う豪雪対策本部と変わらないものだと思うのですけれども、むつ市でもふだんから、豪雪対策本部ができる前の部分においては、なかなか財源の部分とかもありますので、この屋根の雪下ろしの支援というふうなのは難しいかと思うのですけれども、豪雪対策本部が設置された場合、何とかこういった支援があってもいいのかなと思うのです。

何より災害救助法が適用になった際の屋根の雪下ろし支援の部分が非常にハードル高くて、基本家が潰れそうだとか、あとはもう雪の重みで出入りできないよと、こういうふうな条件が重なってこなければ、やはりこの屋根の雪下ろし、できないのです。そこに至るまでというのは、結構高いハードルだと思うのです。今回私のところでも2件相談ありました。でも、この2件は、私も見に行ったのですけれども、今すぐ家が壊れるような状態ではないのです。ただ、屋根の形状上、どうしても雪がたまりやすく、今年本当に脇野沢は雪多かったです。私、屋根の雪下ろし、いつもシーズンで2回くらいしか自分のうちの屋根の雪下ろしをしないのですけれども、もう何回やったか本当に分からないほど今回降りました。そういったことから、相談者の部分においては物すごく屋根に雪がたまって、これちょっと一気に落ちてきたら本当に隣の家が壊れるなというふうなことで見ておまして、そこでその相談のほうを、早めにこれ解決する必要があるなということから、その場ですぐ電話して、行政側のほうに電話するというふうな形を取りました。

そういったことから、何とか災害救助法が適用になった場合でもハードルが高いので、せめて豪雪対策本部が設置された場合だけでもいいので、屋根の雪下ろしの支援、何とかしてほしい。それを、できたら国で特別交付税、今回前倒しされております。こういった財源を使って、屋根の雪下ろし支援ができないかどうか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

特別交付税では、高齢者等が事業者による屋根の雪下ろしを委託した場合の費用ですとか、それから自治体側が高齢者等の屋根の雪下ろしを民間の業者に委託した場合の費用ですとか、そういったものが算定の対象となっておりますので、市長答弁でもありましたとおり、これから制度化を進めるに当たって、その活用も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） 可能なですね。私、てっきり多分無理だと言われるのかなと思って、今日ちょっといろいろ一般質問を準備してきたのですけれども、まさかそういった答弁が出るとは想定もしていなかったのです。であれば、比較的この大雪に対する高齢者世帯、あとは障がい者世帯の屋根の雪下ろし支援というふうなのはやりやすい環境ではある、財源の部分はある程度見込まれますので、やれる環境ではあると思いますので、そうしたら、ではもうここで終わってしまいますね。

ぜひこれ前向きに検討していただいて、今回私本当に屋根の雪下ろしをしていて、高齢者の方から屋根の雪下ろしのほうの相談をされたときに、実際に屋根に上ってちょっと雪下ろししたのですけれども、本当に危なかったのです。もしかしたら、本当にここにいない可能性もあったかもしれ

ないというふうなこともあるので、そういったことから、本当は業者に頼めればよかったのですが、やはり雪がいっぱい降ると業者のほうも忙しくなるではないですか。そうすると、すぐには駆けつけられないわけです。駆けつけるのにも、一旦現場を見てからというふうになると、まずは現場を見るために下見料みたいな形でお金取られて、その後実際に雪下ろしするのにさらにお金取られてとなると、やはりすぐにもできないし、資金的な部分でもなかなか金額が上がって、高齢者世帯等、そういったところはなかなか頼みづらい。

ただ、人的な支援というふうなのは、なかなか行政側のほうでも整えるのは難しいので、なのでせめて金銭的支援の部分、むつ市のほうでも支援するような環境を整えば、もう少し地域の高齢者、あとは障がい者世帯の方々も安心して住んでいけるというふうな環境が整うと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただくよう、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明2月27日は佐藤武議員、野中貴健議員、住吉年広議員、佐藤広政議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時59分 散会